

四條畷市公共施設等総合管理計画(令和7年12月改訂版)(案)

平成28(2016)－令和32(2050)年度

平成28(2016)年12月策定

(令和4(2022)年3月改訂)

(令和7(2025)年12月改訂)



もくじ

第1章 計画の概要	1
1 計画の背景と趣旨	1
1-1 計画の背景	1
1-2 計画の趣旨	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間	2
4 計画対象施設	3
第2章 公共施設等の現況、将来の見通し.....	4
1 公共施設等の現況	4
1-1 公共建築物の現況	4
1-2 その他（建築物を有さない施設）	10
1-3 インフラ資産の現況.....	11
1-4 普通財産	14
1-5 施設保有量、有形固定資産減価償却率の推移	14
2 人口の現況、将来見通し.....	16
2-1 人口及び世帯数の現況	16
2-2 将来人口予測	17
3 財政の現況と将来の費用の見通し	19
3-1 財政の現況	19
3-2 財政状況の見通し.....	22
4 公共施設等の修繕、更新等にかかる将来の費用の見通し	23
4-1 将来更新費用試算の条件整理	23
4-2 将来更新費用の試算結果	25

4-3 維持管理、更新等にかかる経費の見込み.....	30
4-4 公共建築物の整備水準	31

第3章 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針34

1 公共施設等の課題	34
2 公共施設(建築物)における投資的経費の目標値.....	35
3 本計画の推進に向けた基本方針.....	36

第4章 施設類型ごとのマネジメントに関する基本方針44

1 公共建築物	45
1-1 その他	46
2 インフラ資産.....	46
2-1 道路	46
2-2 橋りょう.....	46
2-3 公園	46
2-4 下水道	47
2-5 ため池.....	47

第5章 公共施設等の総合的なマネジメント推進方策48

1 マネジメントの推進方策.....	48
1-1 公共施設等マネジメント組織体制等	48
1-2 市民等の利用者の理解と協働の推進体制の構築	49
1-3 適正な維持管理に向けたアウトソーシング体制の構築	49
1-4 指定管理者制度、PPP/PFI の活用体制の構築	49
1-5 健全経営に留意した体制の構築	49
1-6 職員研修の実施	49
1-7 情報管理のためのシステム構築	50

2 フォローアップの実施方針	50
2-1 議会や住民との情報共有と意見交換	50

参 考 資 料	51
---------------	----

(注1) 本計画内の図表に記載の数値や割合(%)を四捨五入により算出しているものは、各内
訳数値の合計が合計値と一致せず、または各内訳の割合の合計が100%にならない場合
があります。

(注2) 本計画に記載している一部の用語については、便宜上関係法令の定義とは異なる意
味で使用している部分があります。

第Ⅰ章 計画の概要

Ⅰ 計画の背景と趣旨

Ⅰ-Ⅰ 計画の背景

本市の公共施設は、昭和 40 年代後半から昭和 50 年代前半までの高度経済成長期における急激な人口増加時期と関西文化学術研究都市に属する田原地区での住宅開発に伴い建設してきたものが多くを占めます。

それらの時代には教育施設や文化施設などの公共建築物だけでなく、道路、橋りょう等のインフラ資産を積極的に整備してきました。

高度経済成長期に建設した公共施設等が 50 年ほど経過し、老朽化のために一斉に改修、更新する時期が到来しており、平成に入り建設した公共施設等についても、今後約 5 年間に更新時期を迎えることとなります。

これまでの行財政改革の取組により、限られた財源での財政運営は可能とはいえ、今後の人口減少及び少子高齢化の進展により税収や社会保障費の先行きが不透明であり、令和 4 年度策定の中期財政計画上、令和 13 年度以降は、基金からの繰入に頼らざるを得ない財政運営を見込んでいます。

このような公共施設等を取り巻く社会情勢の変化に対応するためには、施設の現状や課題を調査、分析のもと、市民ニーズに沿った公共サービスを明らかにしつつ、長期的な視点を持って、更新、統廃合、長寿命化等を計画的に行うことにより、公共施設等の最適な配置を実現し、財政負担の軽減と、平準化が必要となっています。

以上のような公共施設等に関する多くの課題に対し、市民とともにその課題に取り組み、まちづくりの将来計画を形作るため、平成 28 年 12 月に四條畷市公共施設等総合管理計画（以下「本計画」という。）を策定しました。

以降、一定の期間と検討経過に鑑み、令和 2 年 1 月策定の四條畷市個別施設計画【公共施設】（以下「個別施設計画」という。）を令和 6 年 12 月に改訂したことから、これらを踏まえて本計画の改訂を行うとしました。

Ⅰ-2 計画の趣旨

本市の最上位に位置する第 6 次四條畷市総合計画における将来のまちづくりの展望や方向性を踏まえ、個別公共施設の方針や管理方法にとどまらず、公共施設全体を俯瞰的な視点から戦略的にマネジメントを行っていくことを本計画の趣旨に掲げます。

その推進のために施設整備方針のほか、全庁の組織体制の構築、計画の進捗管理等の項目を含むものとします。

2 計画の位置づけ

本市の最上位計画である第6次四條畷市総合計画は、長期的な視点に立ってまちづくりを構築していくための基本的な方針であり、地域における市街地像やまちづくりの方向性を示した都市計画マスタープランなどの分野別計画によって具体的な取組を実施しています。

これを受け、本計画は、第6次四條畷市総合計画の分野別計画である四條畷市都市計画マスタープランと整合、連携を図りながら、中長期的な視点をもって、公共施設等の総合的な管理にかかる基本方針として位置づけ、個別具体の取組は、下位計画にあたる個別施設計画により実施します。

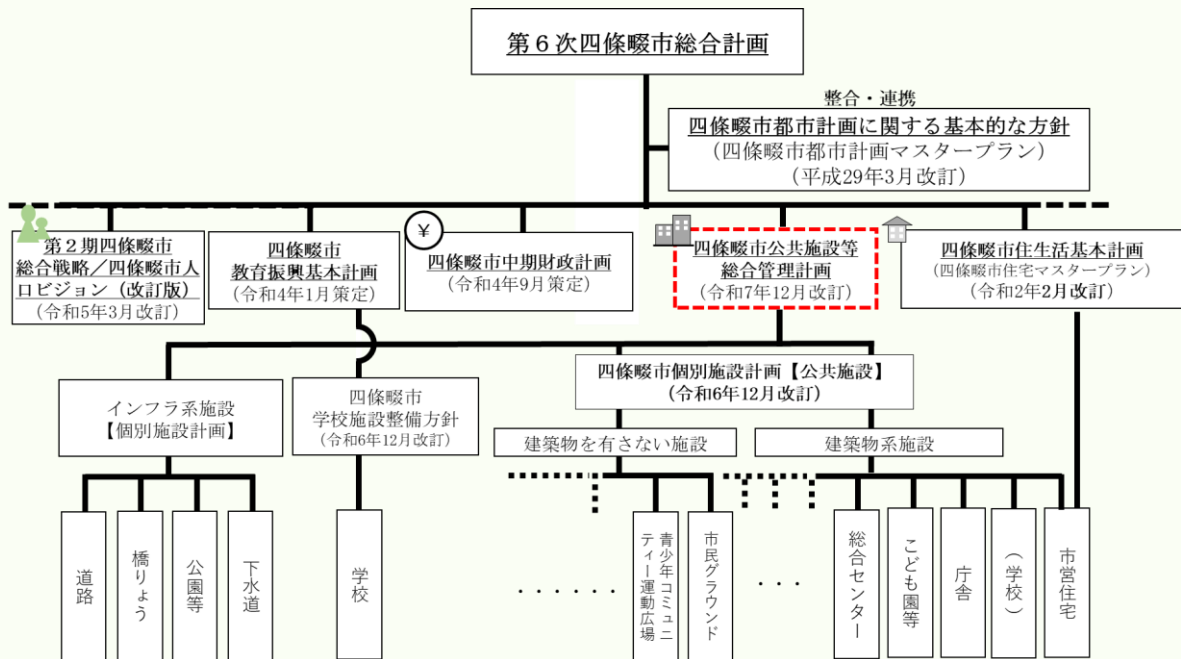


図 計画の位置づけ

3 計画の期間

本計画は、第6次四條畷市総合計画（計画期間：平成28（2016）年度～令和32（2050）年度）の分野別計画としての位置付けにより、整合を図るべく、計画期間を平成28（2016）年度～令和32（2050）年度の35年間とします。

なお、本計画は、概ね5年ごとに計画内容を見直すことを基本とし、市の財政状況や制度改正等、必要となった場合は適宜見直しを行います。

4 計画対象施設

本計画は、本市が所有または管理している公共施設等を対象とします。対象となる公共施設等を以下に示します。

令和6年10月1日時点

	施設類型		本市の施設例
	大分類	中分類	
建築物系施設	市民文化系施設	文化施設	市民総合センター、教育文化センター
	社会教育系施設	博物館等	歴史民俗資料館
		事務所	野外活動センター
	スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	市民総合体育館、市民活動センター
	学校教育系施設	学校	田原小学校、四條畷小学校、四條畷南小学校、忍ヶ丘小学校、岡部小学校、くすのき小学校、四條畷中学校、四條畷西中学校、田原中学校
		その他学校施設	四條畷東小学校跡地、学校給食センター、教育支援センター（教育支援ルーム）
	子育て支援施設	幼・保・こども園	岡部保育所、忍ヶ丘あおぞらこども園
		幼児・児童施設	すてっぷ★なわて
	保健・福祉施設	高齢福祉施設	老人福祉センター楠風荘
		保健施設	保健センター
		その他社会福祉施設	四條畷市シルバー人材センター、地域福祉センターさつき園、福祉コミュニティセンター
	行政系施設	庁舎等	市庁舎、行政系施設（福祉コミュニティセンター西側施設）、グリーンホール田原
	行政系施設	その他行政系施設	防災倉庫、防災倉庫（市内4か所）、水防倉庫、不燃ごみ等処理資源化施設、環境センター、四條畷南中学校跡地
さ 建 な 築 い 物 施 を 設 有	スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	青少年コミュニティ運動広場、市民グラウンド、市民運動広場さつき、田原テニスコート
	遺跡公園	遺跡公園	正法寺跡遺跡公園、千光寺跡地移築広場
インフラ資産	道路	道路	一級路線、二級路線、その他路線、専用歩道
	橋りょう	橋りょう	PC橋、RC橋等
	下水道施設	下水道施設	田原污水ポンプ場、上田原污水ポンプ場、下田原污水ポンプ場、下水道管等
	公園等	公園	都市公園、児童遊園、開発公園
		緑地	緑地
普通財産	ため池	ため池	岡山新池、新間池、鳥ヶ池、大谷池、竜王池、茨池、室池（砂溜池）、室池（中ヶ池）、室池（古池）、室池（新池）、水車池、瓢箪池
	普通財産	普通財産	旧国鉄四條畷寮跡地、宅地（岡山東一丁目）、宅地（警察跡地）、宅地（雁屋北町）、旧四條畷荘跡地、旧水道配水池跡地、宅地（田原台六丁目3番）、宅地（西中野一丁目）、商工会館敷地

第2章 公共施設等の現況、将来の見通し

1 公共施設等の現況

1-1 公共建築物の現況

(1) 公共建築物リスト

本計画の対象となる市保有の公共建築物を以下に示します。

公共建築物は、39施設、総延床面積は 124,644.77 ㎡です。

令和6年10月1日時点

施設番号	建物名	施設類型		配置形態	建築年度	経過年数	敷地面積(㎡)	建物総延床面積(㎡)
		大分類	中分類					
1	市民総合センター	市民文化系施設	文化施設	複合	1981	43	7,108.97	5,011.13
2	教育文化センター	市民文化系施設	文化施設	単独	1974	50	1,557.22	743.23
3	歴史民俗資料館	社会教育系施設	博物館等	併設	1985	39	1,365.28	578.72
4	野外活動センター	社会教育系施設	事務所	単独	1990	34	(9225.27)	369.17
5	市民総合体育館	スポレク施設	スポーツ施設	単独	1994	30	6,071.16	9,199.91
6	市民活動センター	スポレク施設	スポーツ施設	併設	1978	46	9,178.04	5,547.45
7	田原小学校	学校教育系施設	学校	併設	1989	35	21,361	7,860.27
8	四條畷小学校	学校教育系施設	学校	併設	1965	59	13,872	6,684
9	四條畷南小学校	学校教育系施設	学校	併設	1969	55	13,319	5,718
10	忍ヶ丘小学校	学校教育系施設	学校	併設	1973	51	16,581	6,859
11	岡部小学校	学校教育系施設	学校	併設	1977	47	19,345	6,546.56
12	くすのき小学校	学校教育系施設	学校	併設	1971	53	15,894	6,475.8
13	四條畷中学校	学校教育系施設	学校	併設	1967	57	23,418	8,884
14	四條畷西中学校	学校教育系施設	学校	併設	1979	45	18,626	8,892.69
15	田原中学校	学校教育系施設	学校	併設	1989	35	26,637	6,504
16	四條畷東小学校跡地	学校教育系施設	その他学校施設	併設	1974	50	16,096	5,997
17	学校給食センター	学校教育系施設	その他学校施設	単独	2001	23	5,623.86	2,261.78
18	教育支援センター(教育支援ルーム)	学校教育系施設	その他学校施設	併設	1975	49	-	233.92
19	岡部保育所	子育て支援施設	幼・保・こども園	単独	1975	49	1,393.92	824.41
20	忍ヶ丘あおぞらこども園	子育て支援施設	幼・保・こども園	併設	1971	53	3,524.39	1,493.75
21	すてっぷ★なわて	子育て支援施設	幼児・児童施設	複合	2015	9	993.04	1,254.47
22	老人福祉センター楠風荘	保健・福祉施設	高齢福祉施設	単独	1975	49	1,395.75	794.33
23	保健センター	保健・福祉施設	保健施設	単独	1985	39	1,278.43	1272.6
24	四條畷市シルバー人材センター	保健・福祉施設	その他社会福祉施設	単独	1969	55	1,335.55	768.05
25	地域福祉センターさつき園	保健・福祉施設	その他社会福祉施設	単独	1983	41	455.24	208.68
26	福祉コミュニティセンター	保健・福祉施設	その他社会福祉施設	単独	1975	49	892.45	765.6
27	市庁舎	行政系施設	庁舎等	併設	1964	60	7,048.12	5,950.08
28	行政系施設(福祉コミュニティセンター西側施設)	行政系施設	庁舎等	併設	-	-	623.03	773.6
29	グリーンホール田原	行政系施設	庁舎等	複合	1992	32	3,572.11	4,332.37
30	防災倉庫	行政系施設	その他行政系施設	単独	1998	26	601.71	317.43
31	防災倉庫(市内4か所)	行政系施設	その他行政系施設	併設	2014	11	-	127.48
32	水防倉庫	行政系施設	その他行政系施設	単独	1972	52	455.28	60
33	不燃ごみ等処理資源化施設	行政系施設	その他行政系施設	単独	2000	24	(1814)	875.68
34	環境センター	行政系施設	その他行政系施設	単独	2000	24	9,700	976.79
35	四條畷南中学校跡地	行政系施設	その他行政系施設	併設	1972	52	20,323	8,392
36	市営南野住宅	公営住宅	公営住宅	併設	1953	71	3,274.21	196.71
37	戎公園管理棟	公園施設	公園施設	単独	1994	30	20,000.07	266.71
38	北谷公園管理棟	公園施設	公園施設	単独	1995	29	24,197.5	281.3
39	四條畷市総合公園管理棟	公園施設	公園施設	単独	2015	9	188,132	346.1
合 計							516,288.60	124,644.77

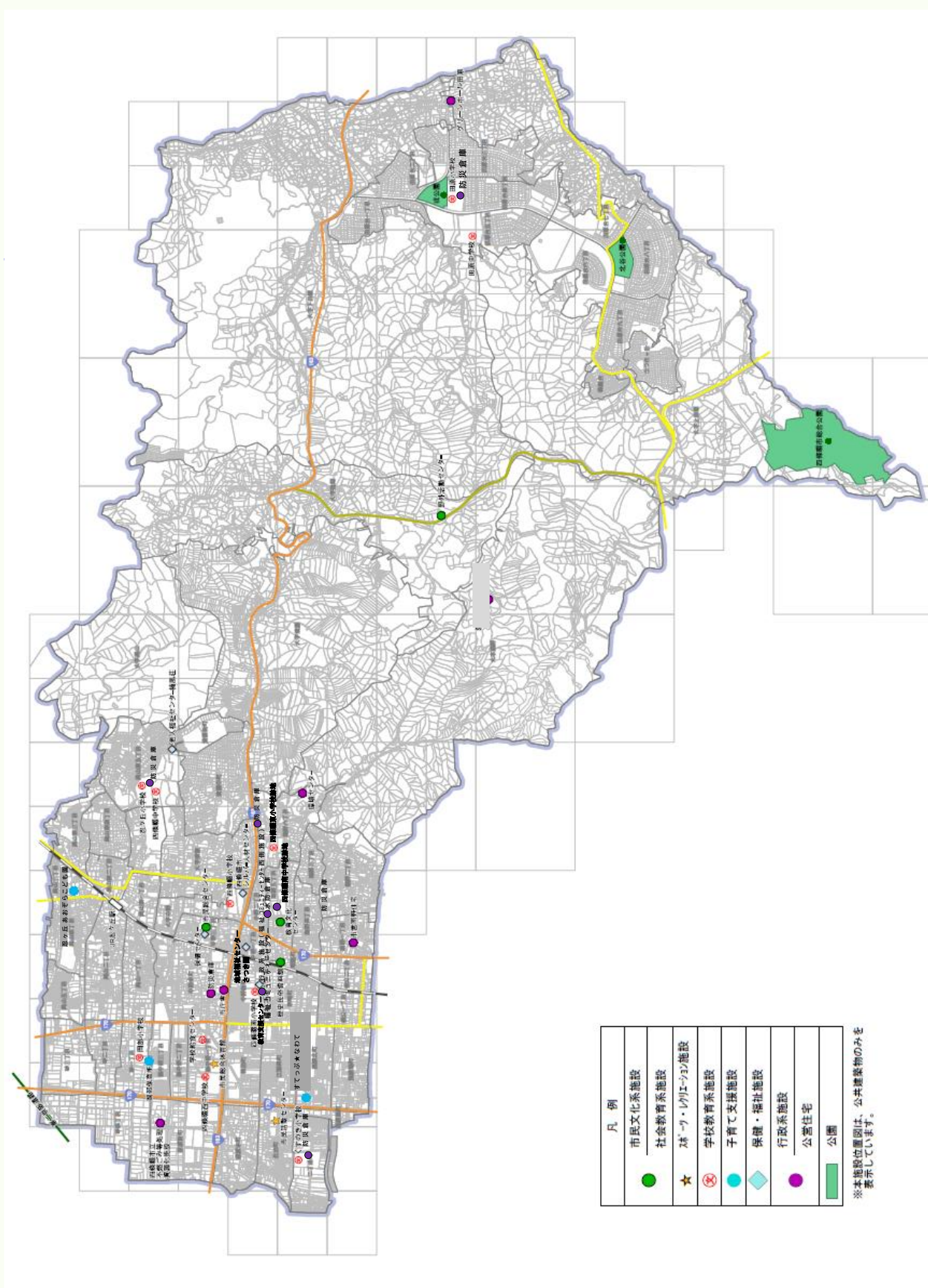


図 公共建築物配置図（市全域）

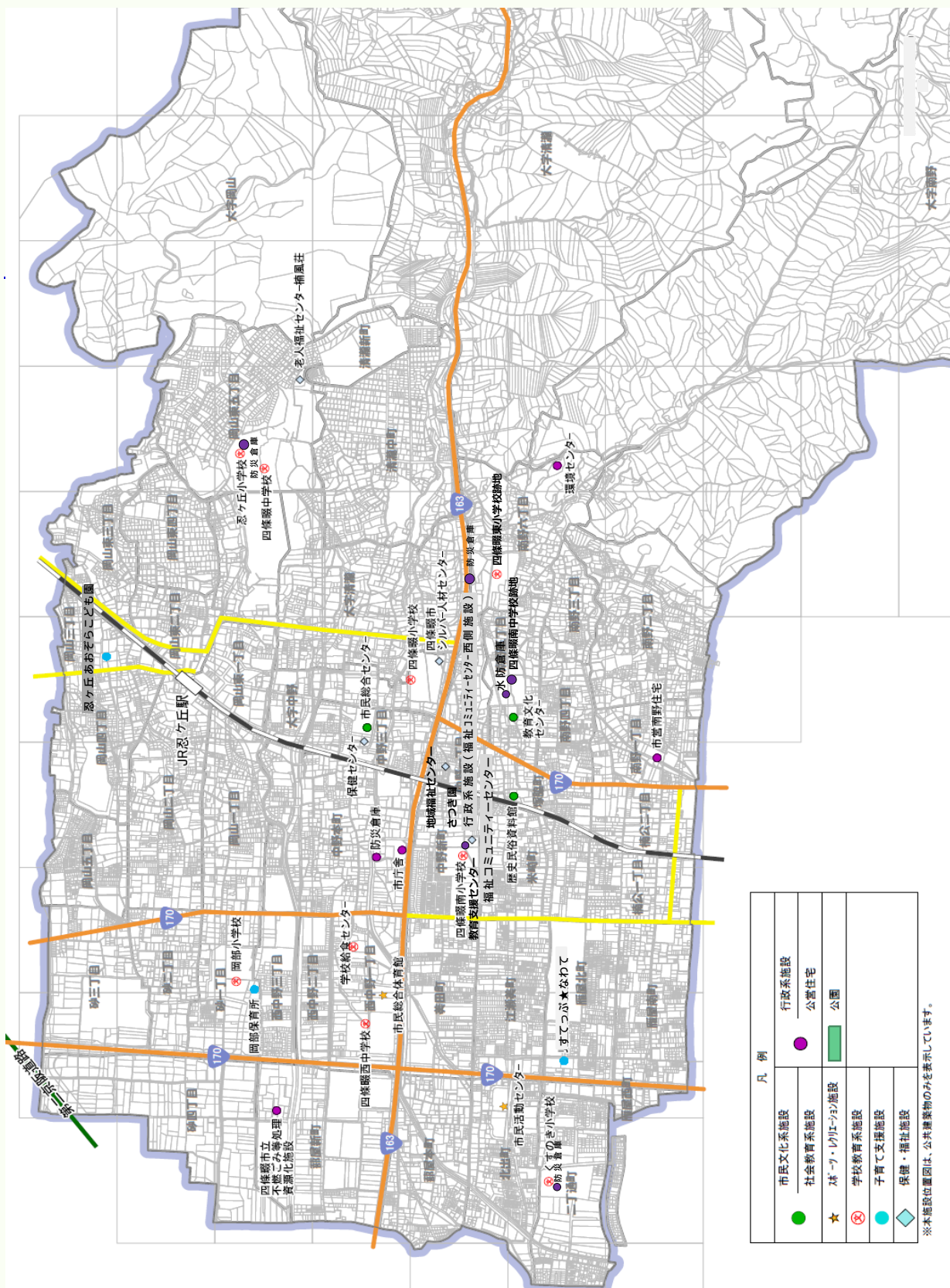


図 公共建築物配置図（西部地域拡大）

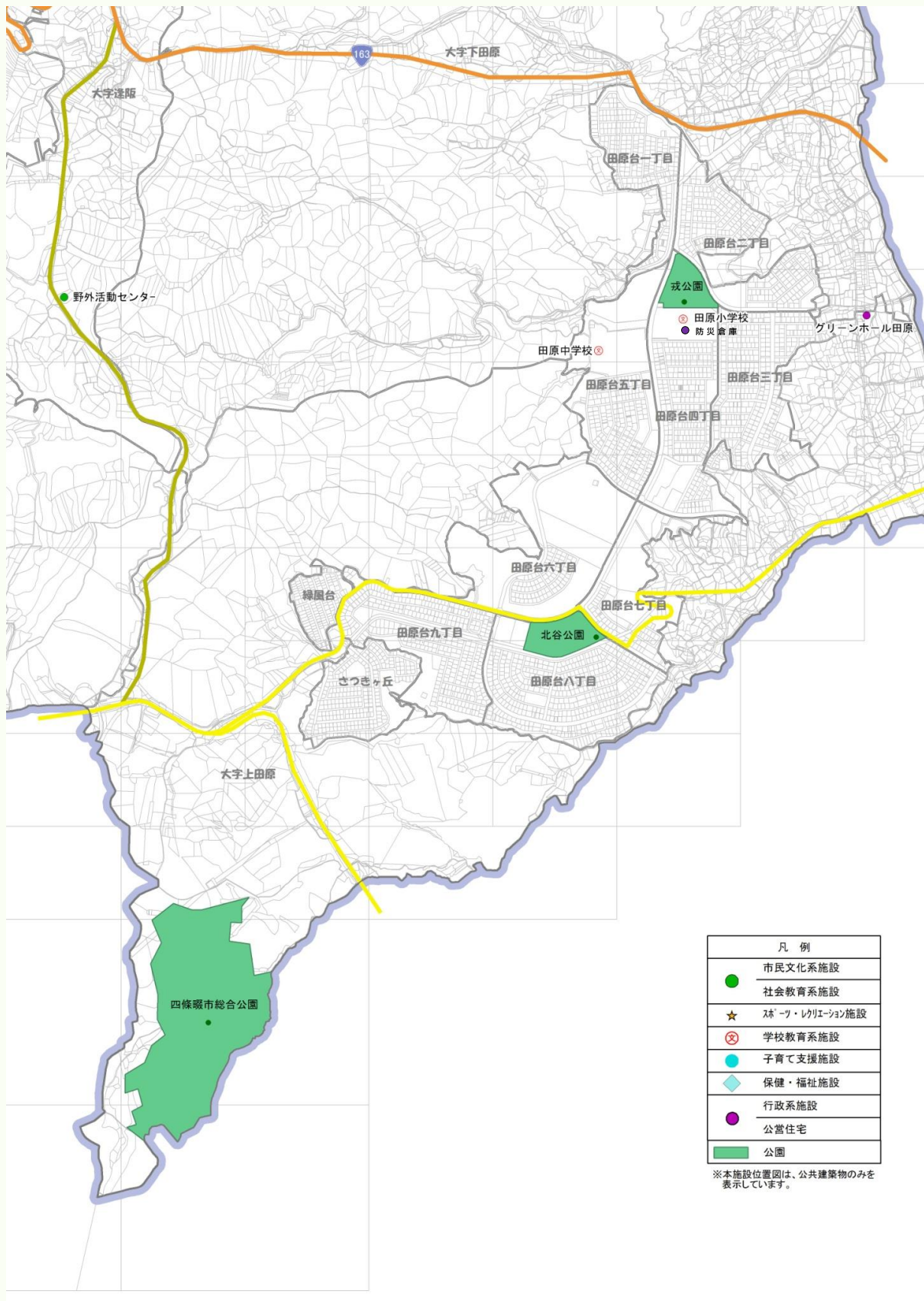
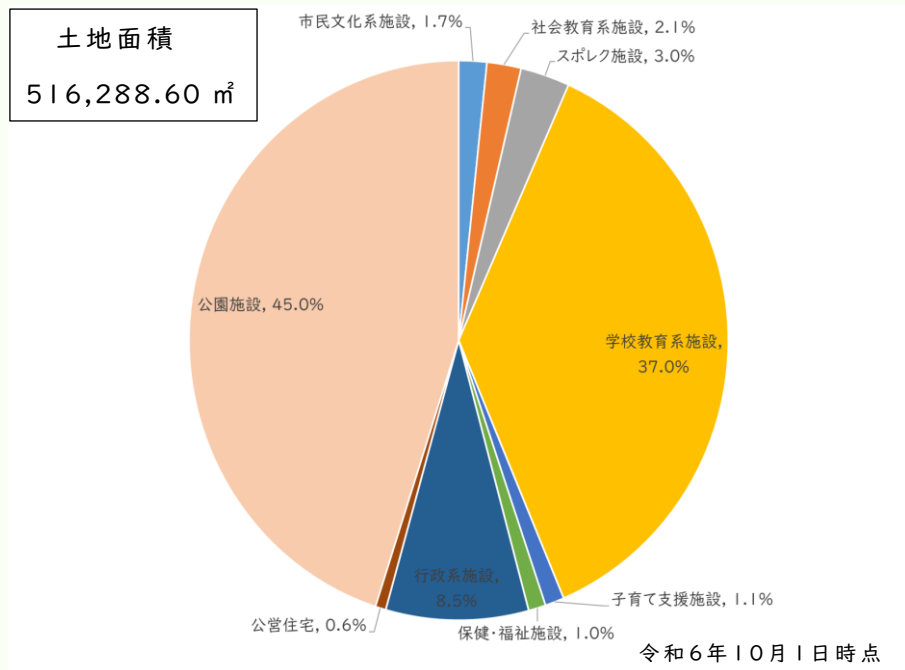


図 公共建築物配置図（東部地域拡大）

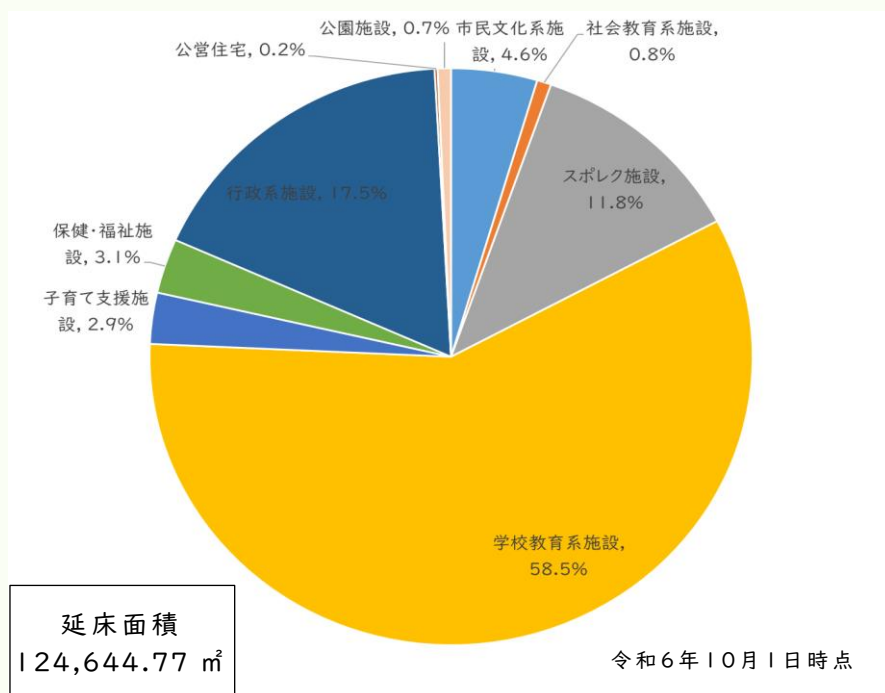
(2) 施設類型別土地面積の状況

- ・ 土地面積全体の45%が公園施設敷地となっています。
- ・ 次いで、学校教育系施設敷地が37%であり、学校と公園を合わせると全体の約8割を占めています。



(3) 施設類型別床面積の状況

- ・ 公共建築物の延床面積は、124,644.77 m²です。
- ・ 学校教育系施設が半分以上を占めています。

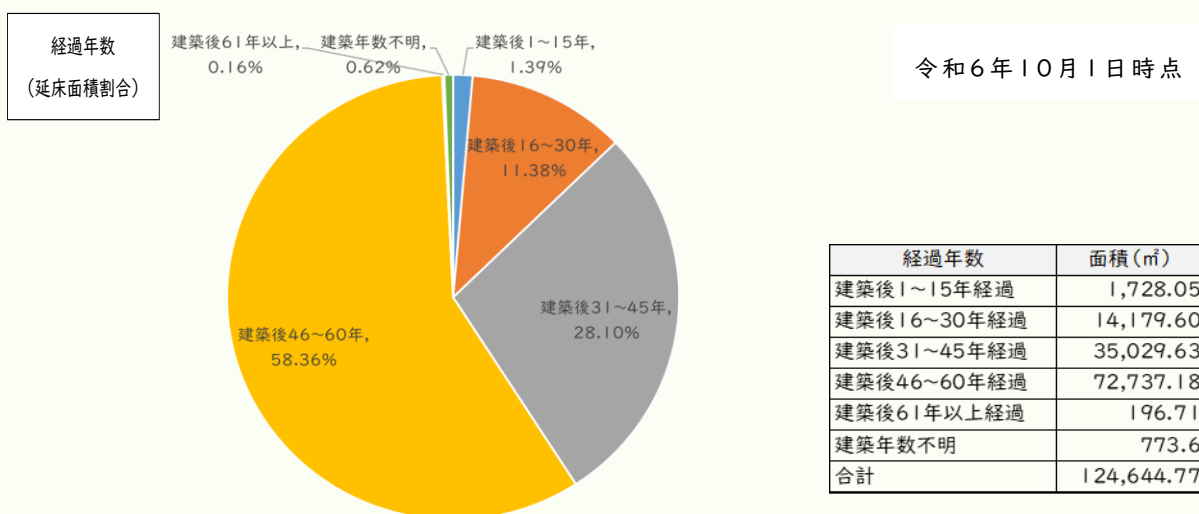
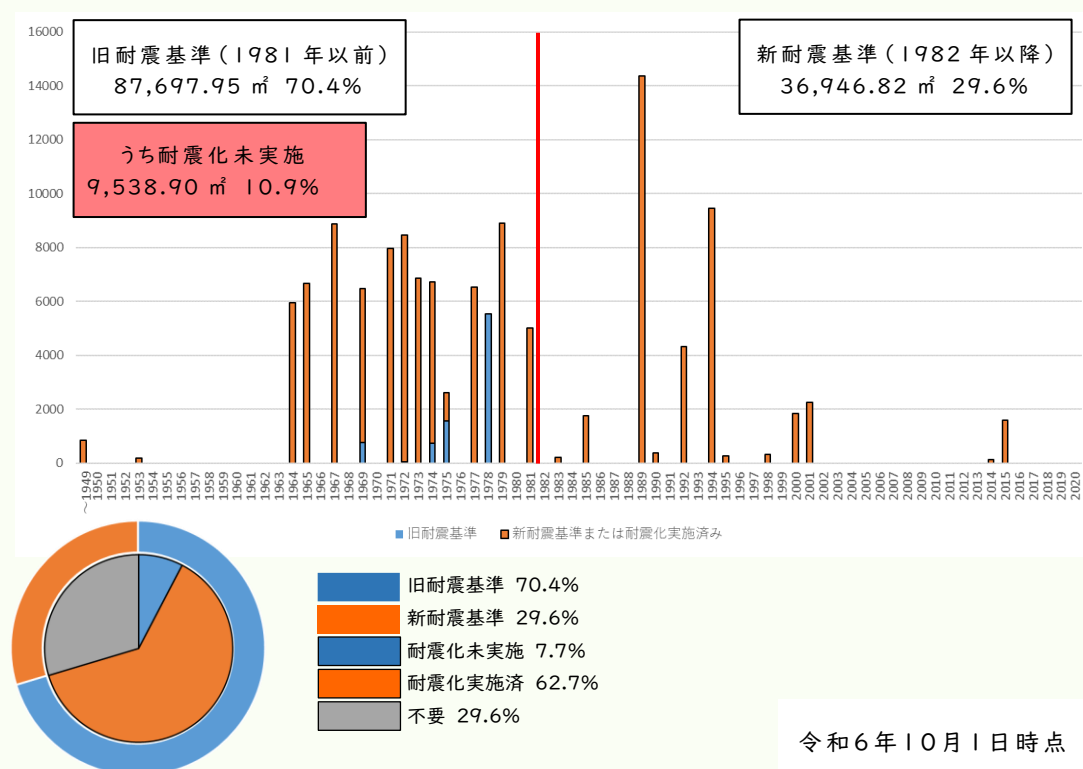


(4) 施設年代別整備状況

- 多くの公共建築物は、人口の急速な増加に伴い、1960年代後半から1970年代及び1990年代にかけて集中的に整備しています。
- 整備後31年以上経過した建築物においては、老朽化が進んでいることから、今後、改修、改築等の必要があります。

(5) 施設の耐震状況

- 新耐震基準の建物が29.6%、旧耐震基準の建物が70.4%あり、旧耐震基準の建築物が多くを占めています。
- 旧耐震基準の建物のうち、耐震化未実施の建物は10.9%となっています。



1-2 その他（建築物を有さない施設）

（1）スポーツ・レクリエーション施設

本市が管理している建築物を有さないスポーツ・レクリエーション施設は、4箇所となっています。

建物名	開設年度	敷地面積 (㎡)
青少年コミュニティー運動広場	1995	7,026 (2,751.18)
市民グラウンド	1979	23,530.9
市民運動広場さつき	2008	(4,482)
田原テニスコート	2009	2,040.64

※敷地面積は2024（令和6）年10月1日時点の財産台帳から転用

※敷地面積のうち借地部分については（）で表記している。

※個別施設計画参照

（2）遺跡公園

本市が管理している遺跡公園は、2箇所となっています。

令和7年3月31日時点

施設名	開設年度	敷地面積 (㎡)
（仮称）正法寺跡遺跡公園	未開放	1,000.00
千光寺跡移築広場	2001	1,311.00

1-3 インフラ資産の現況

(1) 道路

本市が管理している道路は、市道及び専用歩道をあわせて183,498.73km、面積1,042,929.92㎡となっています。

令和7年3月31日時点

種別	実延長(m)	道路部面積(㎡)	路線数
一級路線(専用歩道除く)	11,555.20	165,885.07	16
二級路線(専用歩道除く)	9,052.54	61,393.88	12
その他路線(専用歩道除く)	156,519.74	773,370.24	979
専用歩道	6,371.25	42,280.73	49
合計	183,498.73	1,042,929.92	1,056

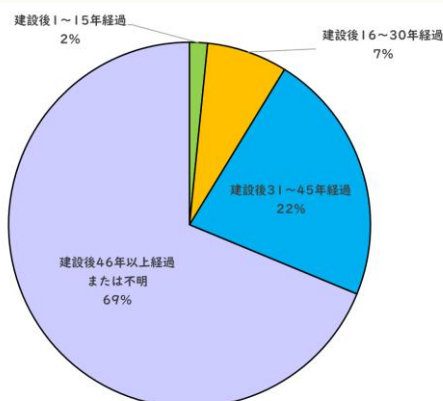
(2) 橋りょう

本市が管理している橋りょう(橋長2m以上)は、125橋、総延長948.74m、総面積5,452.94㎡となっています。

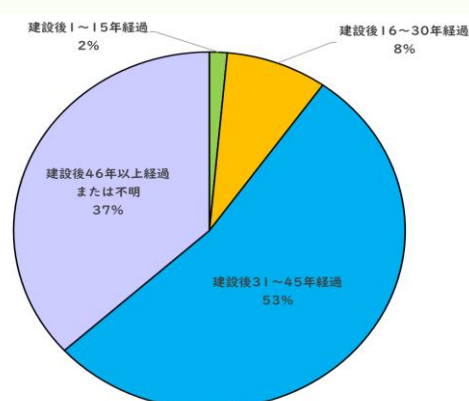
令和7年3月31日時点

数量	実延長(m)	道路部面積(㎡)
125	948.74	5,452.94

本数



面積



(3) 公園等

本市が管理している都市公園（墓園を除く。）は 16 箇所、児童遊園が 15 箇所、開発公園が 63 箇所、緑地が 34 箇所となっています。

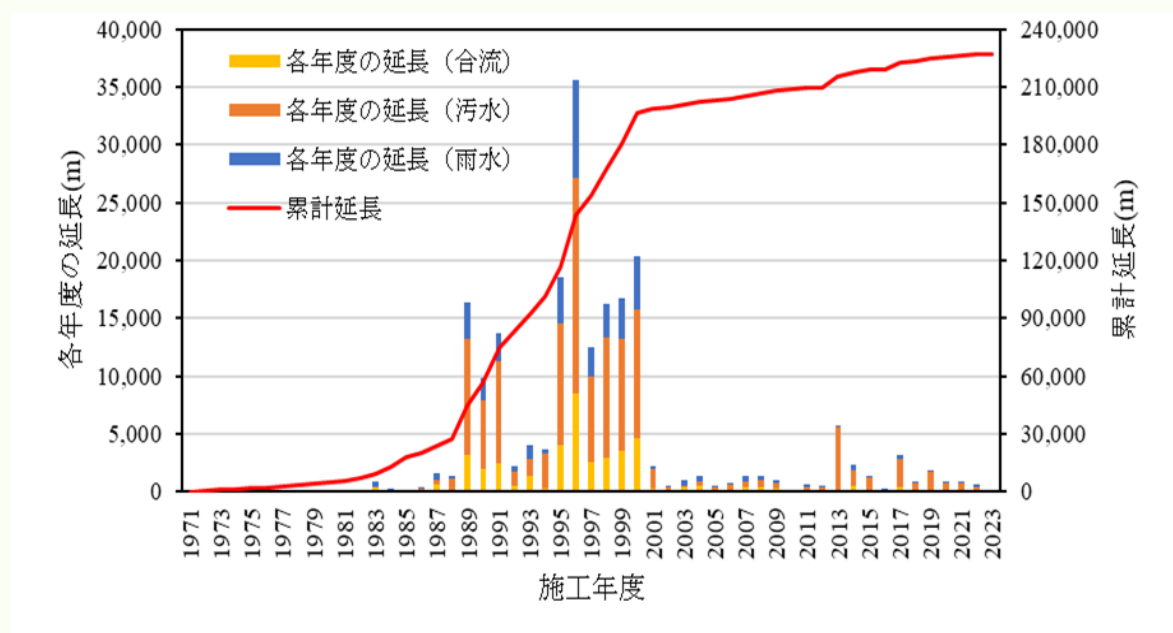
◆公園等リスト

令和 7 年 3 月 31 日時点

公園等	箇所	供用面積 (㎡)
都市公園	16	121,383.19
街区公園	10	26,033.62
近隣公園	2	44,197.57
総合公園	1	47,100.00
その他	3	4,052.00
児童遊園	15	8,869.29
開発公園	63	13,370.11
緑地	34	103,521.28

(4) 下水道

本市が管理している下水道施設は、管路延長が 231.0km、汚水ポンプ場が3 箇所となっています。



令和 7 年 3 月 31 日時点

建物名	施設類型		建物名	建築年度	経過年数	敷地面積 (㎡)	建物総延床面積 (㎡)
	大分類	中分類					
田原汚水ポンプ場	下水道施設	下水道施設	単独	1993	31	22,700.00	2,279.65
上田原汚水ポンプ場	下水道施設	下水道施設	単独	1992	32	270.06	86.08
下田原汚水ポンプ場	下水道施設	下水道施設	単独	1996	28	150.00	38.75

(5) ため池

本市が所有しているため池は、12箇所となっています。

令和 7 年 3 月 3 1 日 時点

ため池名称	岡山新池	新聞池	鳥ヶ池	大谷池	竜王池	茨池	室池(砂溜池)	室池(中ヶ池)	室池(古池)	室池(新池)	水車池	瓢箪池
堤高(m)	4.0	7.0	7.0	5.0	10.8	7.0	7.0	6.0	8.0	17.0	10.0	3.0
総貯水量(m3)	28,000	11,800	30,000	5,200	19,300	14,000	39,800	35,000	182,000	155,100	7,200	2,800

1-4 普通財産

本市が所有している普通財産は9箇所となっています。

令和6年10月1日時点

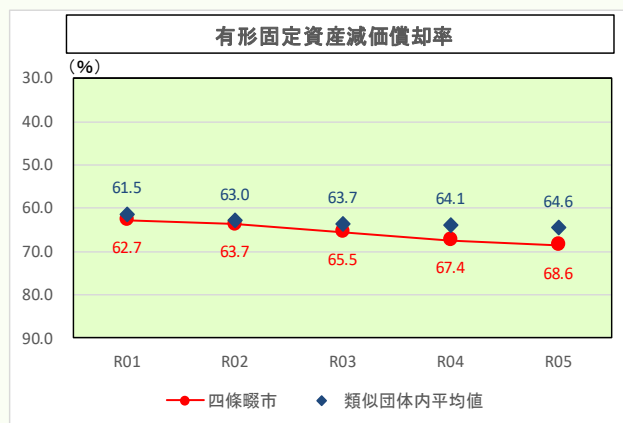
名称	敷地面積(㎡)	名称	敷地面積(㎡)
旧国鉄四條畷寮跡地	1,913.13	旧四條畷荘跡地	5,647.25
宅地(岡山東一丁目)	1,013.58	旧水道配水池跡地	757.6
宅地(警察跡地)	1,638.46	宅地(田原台六丁目3番)	37,052.26
宅地(雁屋北町)	235.03	四條畷西中学校サブグラウンド	1,248.37
		商工会館敷地	215

1-5 施設保有量、有形固定資産減価償却率の推移

(1) 施設保有量の推移

区分			令和2年度	令和6年度	増減	
公共施設	建物系		施設数	37	39	2
			土地面積（㎡）	345,180.31	516,288.60	171,108.29
			延床面積（㎡）	121,331.74	124,644.77	3,313.03
インフラ資産	その他	スポレク施設	箇所	6	4	▲2
			土地面積（㎡）	37,413.31	39,830.72	2,417.41
		遺跡公園	箇所	2	2	0
			土地面積（㎡）	2,311	2,311	0
	道路		実延長（m）	182,373.24	183,498.73	1,125.49
			道路部面積（㎡）	1,035,245.12	1,042,929.92	7,684.8
			路線数	1,034	1,056	22
	橋りょう		数量	124	125	1
			実延長（m）	934.94	948.74	13.8
			道路部面積（㎡）	5,277.31	5,452.95	175.64
	公園等	都市公園	箇所	15	16	1
			共用面積（㎡）	115,208.19	121,383.19	6,175
		児童公園	箇所	16	15	▲1
			共用面積（㎡）	9,596.29	8,869.29	▲727
		開発公園	箇所	59	63	4
			共用面積（㎡）	13,040.08	13,370.11	330.03
		緑地	箇所	34	34	0
			共用面積（㎡）	103,521.28	103,521.28	0
	下水道		管理延長（m）	225,428	230,987	5,559
	ため池		箇所	12	12	0
			総貯水量	530,200	530,200	0
普通財産			箇所	9	9	0
			土地面積（㎡）	51,373.57	51,809.93	436.36

(2) 有形固定資産減価償却率の推移



類似団体平均と同様に上昇推移となっているが、類似団体平均、全国平均、大阪府平均のいずれよりも高い水準で推移している。

今後は、本計画及び個別施設計画【公共施設】に基づいた公共施設再編事業の実施により、比率は改善に向かう見込みであるが、引き続き計画的な老朽化対策等に取り組んでいく。

出典：財政課（令和5年度）

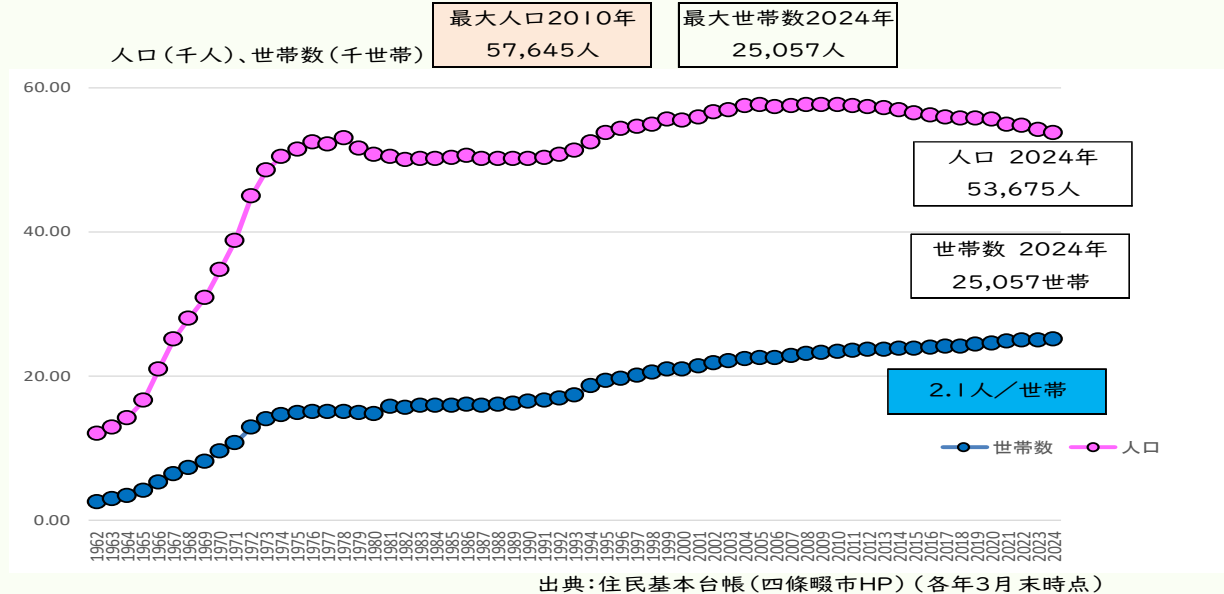
2 人口の現況、将来見通し

2-1 人口及び世帯数の現況

本市の人口（住民基本台帳）は、1960年代後半から急速に増え、その後5万人程度を維持し、平成2（1990）年に関西文化学術研究都市に属する田原台のまちびらきにより、微増傾向となりましたが、平成22（2010）年の 57,645 人をピークに近年は横ばいから微減傾向に推移してきています。令和 6（2024）年の住民基本台帳人口は、53,675 人となり、減少傾向がやや強くなっています。

世帯数についても、人口と同様に1960年代後半から急速に増加し、それ以降はゆるやかな増加傾向にあり、令和6（2024）年の世帯数は過去最多の25,057 世帯となっています。

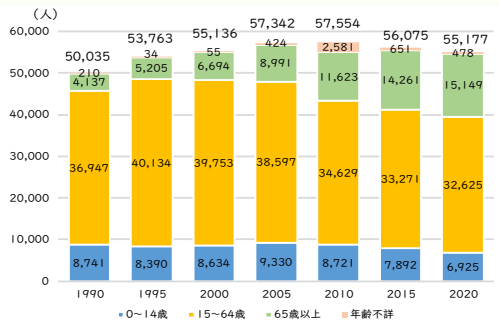
◇人口推移（1962年～2024年）



国勢調査による年齢階層別では、令和 2（2020）年度「15 歳未満」12.7%、「15 歳以上 65 歳未満」59.6%、「65 歳以上」27.7%となっており、「15 歳未満」は微減傾向、「15 歳以上 65 歳未満」は概ね横ばい、「65 歳以上」は微増傾向を示しています。

年齢階層別人口推移（1990～2020年）

	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020
総数	50,035	53,763	55,136	57,342	57,554	56,075	55,177
0～14歳	8,741 17.5%	8,390 15.6%	8,634 15.7%	9,330 16.4%	8,721 15.9%	7,892 14.2%	6,925 12.7%
15～64歳	36,947 74.2%	40,134 74.7%	39,753 72.2%	38,597 67.8%	34,629 63.0%	33,271 60.0%	32,625 59.6%
65歳以上	4,137 8.3%	5,205 9.7%	6,694 12.2%	8,991 15.8%	11,623 21.1%	14,261 25.7%	15,149 27.7%
年齢不詳	210	34	55	424	2,581	651	478



出典：国勢調査（四條畷市 HP）（各年10月1日、割合は年齢不詳を除く。）

2-2 将来人口予測

(1) 国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計

本市の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）によると、令和 32（2050）年には 41,138 人と令和 2（2020）年から 24.8% 減となります。

一方、年齢階層人口割合はこれまでと大きく異なり、令和 32（2050）年で「15 歳未満」10.4%、「15 歳以上 65 歳未満」50.5%、「65 歳以上」39.1%となっています。特に、「65 歳以上」の割合は平成 12（2000）年の割合の約 3 倍となっています。

○高齢者 ・2020年：27.7% ⇒ 2050 年予測：39.1%

○年少者 ・2020年：12.7% ⇒ 2050 年予測：10.4%

年齢階層別将来人口推計

	2020年 54,699人	2050年 41,138人	-24.8%
高齢者人口 (65歳～)	27.7%	39.1%	11.4%
生産人口 (15～64歳)	59.6%	50.5%	-9.1%
年少人口 (0～14歳)	12.7%	10.4%	-2.3%

出典：2020 年 国勢調査（年齢不詳分は含めない。）

2050 年 国立社会保障・人口問題研究所

（令和 5 年 12 月時点）

(2) 四條畷市人口ビジョン

社人研将来推計人口の、出生率及び社会動態に人口減少克服の取組を加味した「人口ビジョンの年齢5歳階級別人口将来展望」は下表に示すとおり、社人研基準推計準拠値と比較して人口減少が緩やかになり、令和32(2050)年には45,043人をめざします。

◇社人研推計 年齢5歳階級別人口(平成27(2015)年～令和32(2050)年)

男女計	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
総数	56,075	55,177	51,584	48,488	45,337	42,408	39,622	36,886
0～4歳	2,107	2,048	1,604	1,471	1,385	1,287	1,168	1,029
5～9歳	2,645	2,247	1,949	1,639	1,503	1,416	1,317	1,195
10～14歳	3,202	2,643	2,217	2,006	1,686	1,546	1,457	1,355
15～19歳	3,292	3,163	2,722	2,209	1,997	1,676	1,536	1,447
20～24歳	2,747	3,072	3,002	2,582	2,109	1,902	1,590	1,457
25～29歳	2,439	2,443	2,724	2,597	2,272	1,889	1,706	1,426
30～34歳	2,660	2,499	2,284	2,496	2,359	2,097	1,754	1,583
35～39歳	3,492	2,767	2,225	2,232	2,450	2,310	2,046	1,712
40～44歳	5,204	3,555	2,545	2,193	2,200	2,421	2,280	2,019
45～49歳	4,557	5,062	3,379	2,496	2,152	2,160	2,381	2,242
50～54歳	3,449	4,505	4,994	3,312	2,444	2,109	2,119	2,336
55～59歳	2,621	3,366	4,303	4,841	3,242	2,409	2,082	2,092
60～64歳	3,207	2,513	3,227	4,132	4,652	3,142	2,338	2,020
65～69歳	4,513	3,057	2,404	3,110	4,001	4,509	3,045	2,266
70～74歳	4,053	4,217	2,804	2,201	2,858	3,692	4,168	2,814
75～79歳	2,889	3,635	3,699	2,513	1,976	2,584	3,355	3,787
80～84歳	1,678	2,386	2,973	3,127	2,141	1,692	2,228	2,897
85～89歳	844	1,296	1,669	2,133	2,316	1,607	1,292	1,701
90歳以上	476	703	863	1,197	1,593	1,958	1,760	1,506
(再掲)0～14歳	7,954	6,938	5,769	5,115	4,574	4,249	3,942	3,580
(再掲)15～64歳	33,668	32,945	31,404	29,091	25,878	22,117	19,832	18,335
(再掲)65歳以上	14,453	15,294	14,411	14,282	14,885	16,042	15,848	14,971

◇人口ビジョン独自推計 年齢5歳階級別推計人口(平成27(2015)年～令和32(2050)年)

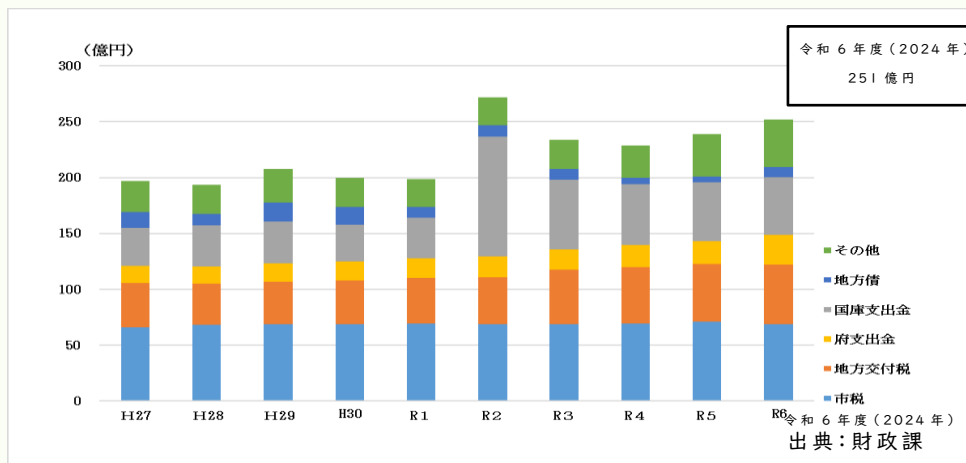
男女計	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
総数	56,075	55,177	52,131	50,731	49,038	47,606	46,348	45,043
0～4歳	2,107	2,048	1,861	1,973	1,933	2,148	2,064	1,949
5～9歳	2,645	2,247	2,238	1,943	2,061	2,022	2,248	2,160
10～14歳	3,202	2,643	2,217	2,370	2,055	2,180	2,140	2,379
15～19歳	3,292	3,163	2,722	2,216	2,369	2,054	2,179	2,139
20～24歳	2,747	3,072	3,002	2,718	2,213	2,366	2,052	2,177
25～29歳	2,439	2,443	2,724	2,797	2,553	2,096	2,242	1,944
30～34歳	2,660	2,499	2,284	2,607	2,665	2,452	2,020	2,160
35～39歳	3,492	2,767	2,225	2,255	2,582	2,635	2,420	1,994
40～44歳	5,204	3,555	2,545	2,206	2,235	2,566	2,614	2,401
45～49歳	4,557	5,062	3,379	2,530	2,194	2,223	2,553	2,601
50～54歳	3,449	4,505	4,994	3,347	2,507	2,175	2,205	2,532
55～59歳	2,621	3,366	4,303	4,921	3,300	2,474	2,147	2,177
60～64歳	3,207	2,513	3,227	4,205	4,815	3,233	2,426	2,105
65～69歳	4,513	3,057	2,404	3,114	4,066	4,664	3,137	2,354
70～74歳	4,053	4,217	2,804	2,272	2,952	3,866	4,444	2,988
75～79歳	2,889	3,635	3,699	2,575	2,093	2,731	3,591	4,128
80～84歳	1,678	2,386	2,973	3,199	2,241	1,831	2,408	3,166
85～89歳	844	1,296	1,669	2,255	2,474	1,750	1,442	1,898
90歳以上	476	703	863	1,229	1,729	2,137	2,014	1,789
(再掲)0～14歳	7,954	6,938	6,316	6,286	6,049	6,350	6,452	6,489
(再掲)15～64歳	33,668	32,945	31,404	29,801	27,433	24,276	22,860	22,230
(再掲)65歳以上	14,453	15,294	14,411	14,644	15,556	16,980	17,036	16,324

3 財政の現況と将来の費用の見通し

3-1 財政の現況

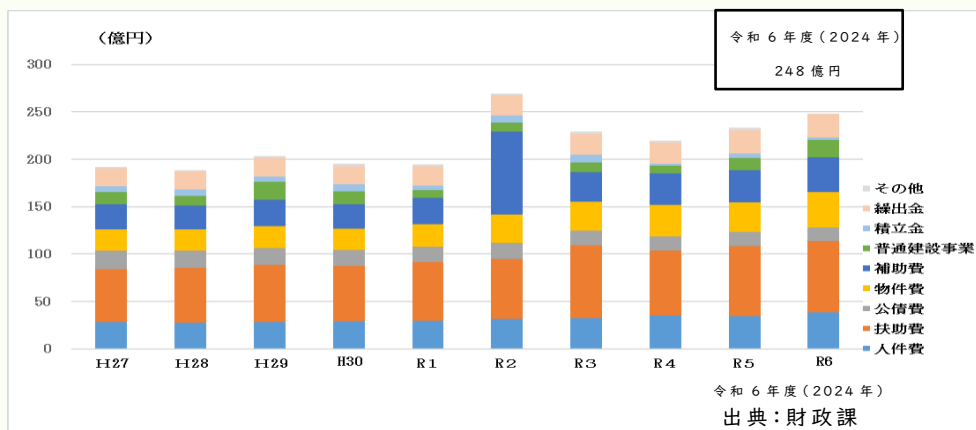
(1) 歳入決算額の推移(款別／普通会計決算)

- ・ 歳入全体に対して自主財源である地方税の占める割合が低く、地方交付税に頼らざるをえない構造となっています。
- ・ 地方税は、個人市民税と固定資産税で大部分を占めており、法人基盤が脆弱なため法人市民税の占める割合が小さいことから、景気悪化による影響は受けにくい反面、企業業績の好調などによる大幅な税収増加は見込めません。
- ・ 昨今の新型コロナウイルス感染症対策や、物価高騰対策等により、国庫支出金が一時的に増加しています。



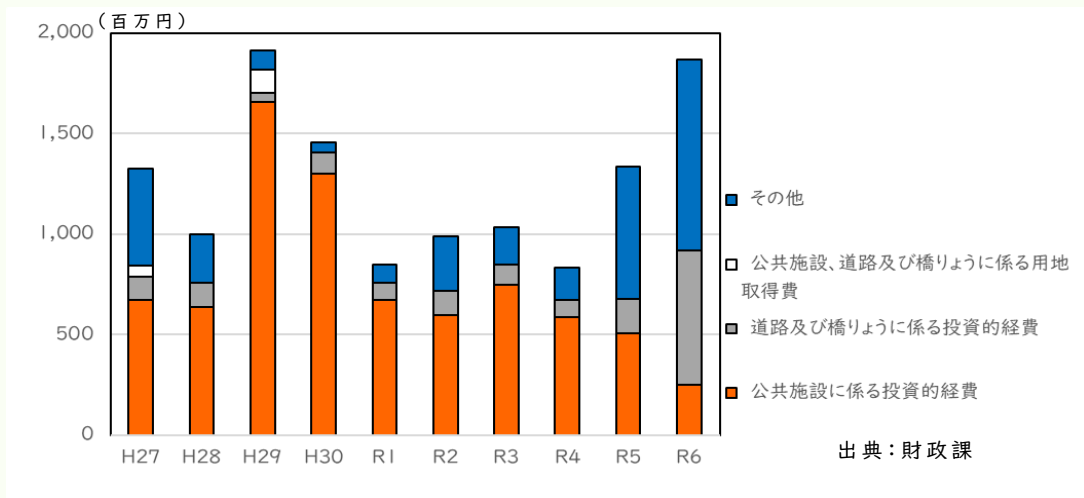
(2) 歳出決算額の推移(性質別／普通会計決算)

- ・ 歳出全体に占める人件費と扶助費の割合が依然として高い状況となっています。
- ・ 今後、人口減少の進展に伴い、人件費、扶助費ともに徐々に減少していく見込みですが、国の制度改正などの方向性によっては、増加に転じる可能性があります。
- ・ 令和2年度の補助費等は、新型コロナウイルス感染症対策としての特別定額給付金給付費等の影響により著しく増加しています。

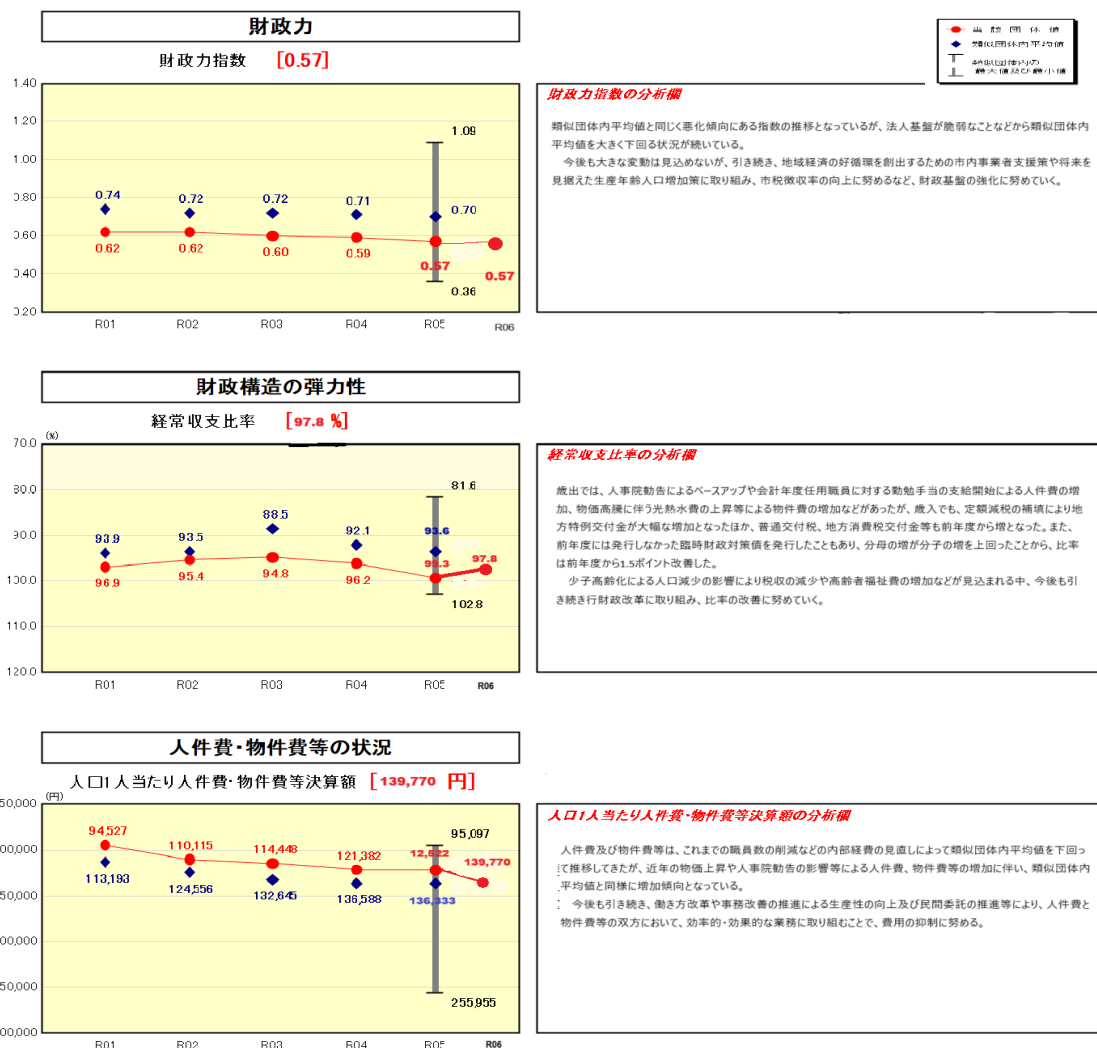


(3) 投資的経費の推移

- 公共施設やインフラ資産の改修、更新等にかかる投資的経費の直近10ヶ年平均は、約12.6億円となり、そのうち、公共施設、道路及び橋りょうの投資にかかる直近10ヶ年平均は、約9.41億円です。

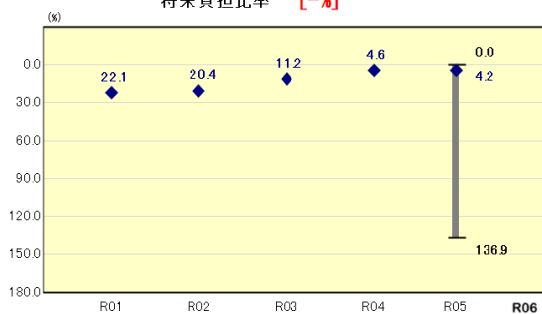


(4) 他団体との財政指標比較



将来負担の状況

将来負担比率 [-%]



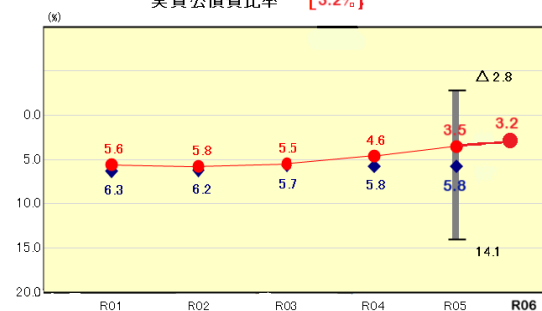
将来負担比率の分析欄

平成29年度に新ごみ処理施設建設に伴う組合債の増など市債の増により悪化した将来負担比率は、市債の繰上償還の実施や計画的な発行など適正管理に努めたこと、令和元年度より市債残高が減少に転じていること、また今後の公共施設等の更新費用などへの財源とするため、計画的に基金への積み立てを行ったことなどから平成30年以降改善しており、類似団体内平均値を下回っている。

今後は公共施設の老朽化対策等の実施により、市債の発行増や基金の減少が見込まれるため、交付税措置のある市債に限定した発行に努めるなど、市債の発行について十分に精査を図ることで将来負担の軽減に取り組む。

公債費負担の状況

実質公債費比率 [3.2%]



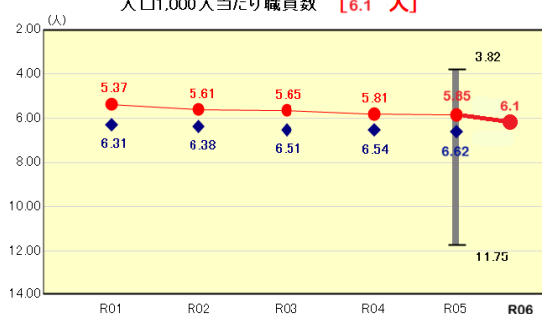
実質公債費比率の分析欄

計画的な市債の発行に加え、過去に発行した市債の完済により元利償還金は減少に転じており、類似団体内平均値を下回った推移が続いている。

今後は、公共施設の老朽化対策や施設更新等に伴い、市債の新規発行額の増加が見込まれることから、公債費負担の増加が懸念される。引き続き、財政見通しの作成や交付税措置のある市債に限定した発行に努めることなどにより、公債費負担が増大しないよう取り組む。

定員管理の状況

人口1,000人当たり職員数 [6.1 人]

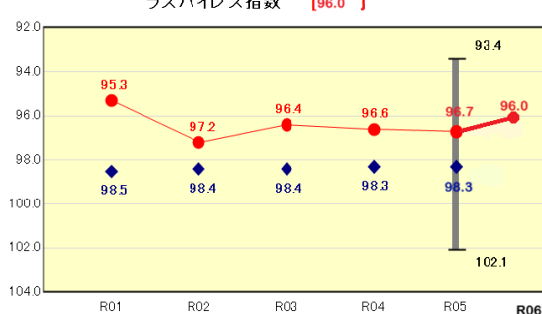


人口1,000人当たり職員数の分析欄

施策の見直しや業務の効率化、民間委託の推進などにより、類似団体内平均値を下回っている。今後は、ICTなどを活用した業務の効率化を進めることにより、職員数の適正管理に努めていく。

給与水準（国との比較）

ラスパイレース指数 [96.0]



ラスパイレース指数の分析欄

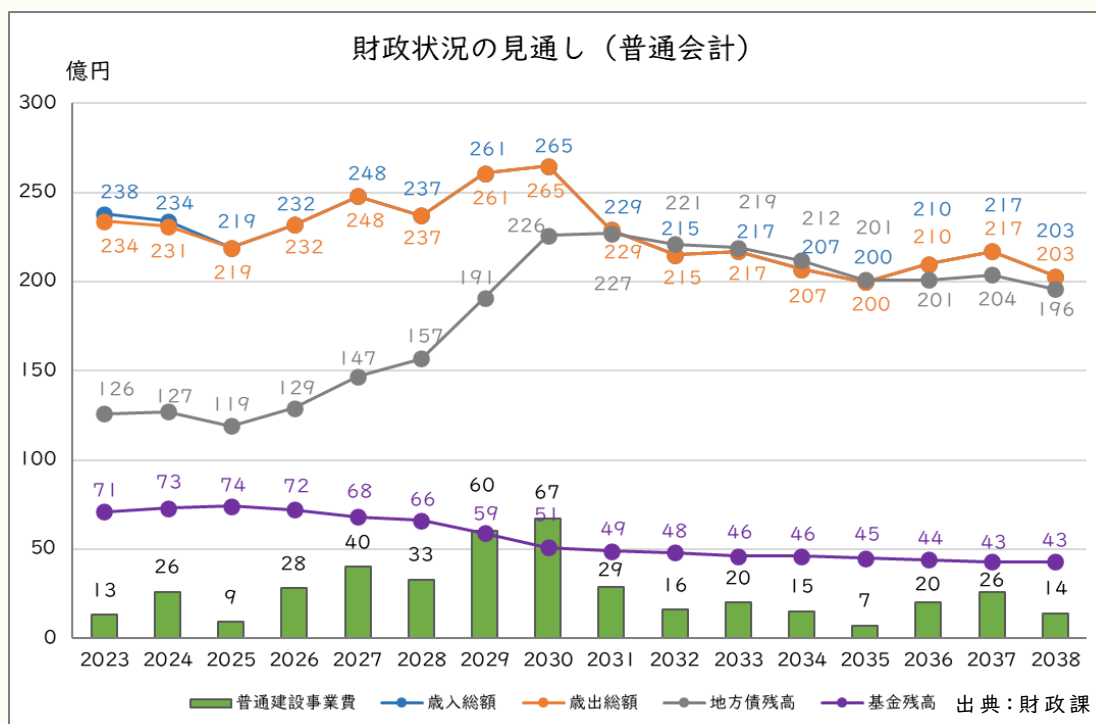
給与制度の適正化により、全国市平均及び類似団体内平均値を下回っている。今後も適正な給与水準の維持に努めていく。

出典：財政課（令和6年度）

3-2 財政状況の見通し

この財政状況の見通しは、個別施設計画に基づく整備を実施した場合の財政状況を表しており、令和5年度決算数値の内容をもとに、現状の施策を継続実施していくことを前提に、人口の減少による影響や各事業費の伸び率などを加味のうえ作成しています。

なお、国及び大阪府が行う制度改革をはじめ、今後の社会情勢の変化によっては、各数値は大きく変動する可能性があります。



これまでの行財政改革により得られた現在の財政構造を維持し、安定的な財政運営を行いながら、市民福祉のさらなる向上を果たす施策の実施に努めているところですが、今後、歳出においては人口減少により人件費や扶助費などが徐々に減少。一方、公共施設等の再編整備に伴い普通建設事業費が増加傾向を示し、これに連動して公債費が増加していく見込みです。

このようななか、歳入においては地方債の発行に加え、財政調整基金や公共施設整備基金の繰入などにより財源を確保し、収支見通し期間最終年度の令和20年度までは実質収支黒字を維持できると見込んでいます。

4 公共施設等の修繕・更新等にかかる将来の費用の見通し

4-1 将来更新費用試算の条件整理

改築時期、長寿命化改修時期、改修時期は、公共施設の劣化調査結果（概要）に示す時期を基本に算定。

◇公共施設等の修繕・更新等にかかる将来の費用の算出条件

【公共建築物】

《試算の前提条件》

- ・目標耐用年数と更新時期については、次の表を基本に算定。

建物構造		目標耐用年数
鉄筋コンクリート造		80 年以上
鉄骨鉄筋コンクリート造		(※60 年)
鉄骨造	重量鉄骨	60 年
	軽量鉄骨	40 年
木造		40 年
コンクリートブロック造		60 年

※試算時点において築後 50 年以上のものは、目標耐用年数を 60 年とする。
資料：公共施設の劣化調査結果（概要）より（個別施設計画に掲載）

- ・長寿命化改修は、40 年から 50 年で実施。
- ・改修は 20 年毎に実施。
- ・60 年もしくは 80 年で改築を実施。
- ・将来更新費用（改築、長寿命化改修、改修工事、解体工事）の単価は、近々に実施した他市事例や本市における類似工事、本市個別施設計画に記載の単価等に物価上昇率を反映したものをを用いて算定。
- ・今後の方向性（配置、規模、広域化、小中一貫校等）を検討している施設の将来更新費用は、現時点の床面積を維持する前提として算定。
- ・西部地域の小学校プールは、民間プールへの水泳学習委託を行っていることから、プール棟は解体工事費を計上。
- ・歴史民俗資料館の土蔵については、国指定の登録有形文化財であるため、改築の観点を設けず、20 年毎に長寿命化改修工事を計上。
- ・学校施設については、四條畷市学校施設整備方針に準じる。

【インフラ資産】

①道路

・対象費用 更新費

・算出根拠 試算ソフトの算出方法に準じます。

ただし、改訂前単価に係数（建設工事費デフレーター（令和6年度）より算出した値）を乗じたものを、現時点での単価とします。

※「更新年数」に達した時点で、道路面積に更新単価を乗じ、総額を算出。

※市道 6,600 円/㎡、自転車歩行者道 3,790 円/㎡

・更新年数

更新年数は、試算ソフトの初期設定値である 15 年を基本とします。

・初期設定値の根拠

道路の耐用年数は、平成 17 年度国土交通白書では、道路改良部分は 60 年、舗装部分は 10 年のところ、更新費用の試算は、舗装の打換えにかかる算定がより現実的と考えられるため、舗装の耐用年数 10 年と、舗装の一般的な供用寿命の 12～20 年を踏まえ、15 年とします。したがって、全整備面積を 15 年で除した面積の舗装部分を毎年更新すると仮定します。

②橋りょう

・対象費用 更新費

・算出根拠 試算ソフトの算出方法に準じます。

ただし、改訂前単価に係数（建設工事費デフレーター（令和6年度）より算出した値）を乗じたものを、現時点での単価とします。

※「更新年数」に達した時点で、構造別面積に更新単価を乗じ、総額を算出。

・単価表（試算ソフトより 以下の表参照）

区 分	更新費用	区 分	更新費用
PC橋	62.9 万円/㎡	石橋	62.9 万円/㎡
RC橋	62.9 万円/㎡	木橋・その他	62.9 万円/㎡
鋼橋	74.0 万円/㎡		

・更新年数

更新年数は、試算ソフトの初期設定値である 60 年を基本とします。

③公園

・公園施設のうち、遊具や柵などの施設については、事後保全型の維持管理

と考え、修繕や部分改修、撤去などで対応するものとし、費用の計上にあたっては、建築物（管理棟）のみを公共建築物のなか示しています。

④下水道

四條畷市下水道ストックマネジメント計画 中、「長期的な改築事業のシナリオ」を準用

4-2 将来更新費用の試算結果

(1) 公共建築物

個別施設計画に示す計画期間の区分ごとに試算したところ、将来更新費用の総額は約 603.7 億円と見込んでいます。

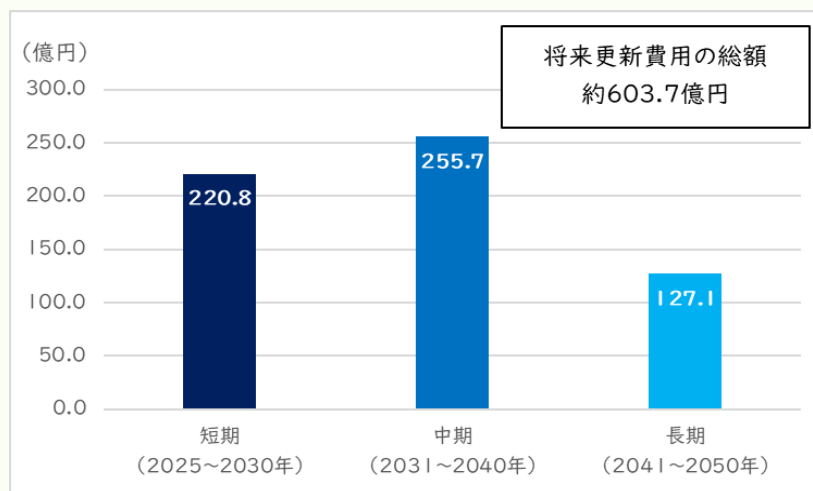


図 公共建築物の更新費用（全施設）

(2) インフラ資産

①道路

2025年から26年間の更新費用は約117.3億円、年間更新費用は約4.5億円と見込んでいます。

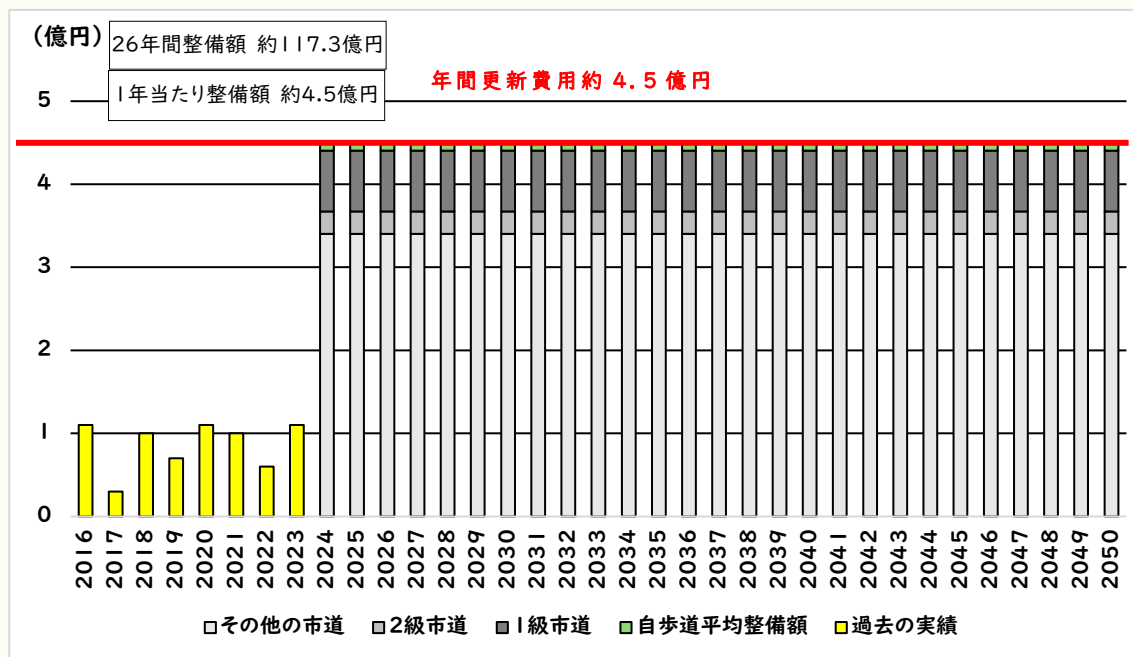


図 道路の更新費用

②橋りょう

2025年から26年間の更新費用は約29.1億円、年間更新費用は約1.1億円と見込んでいます。

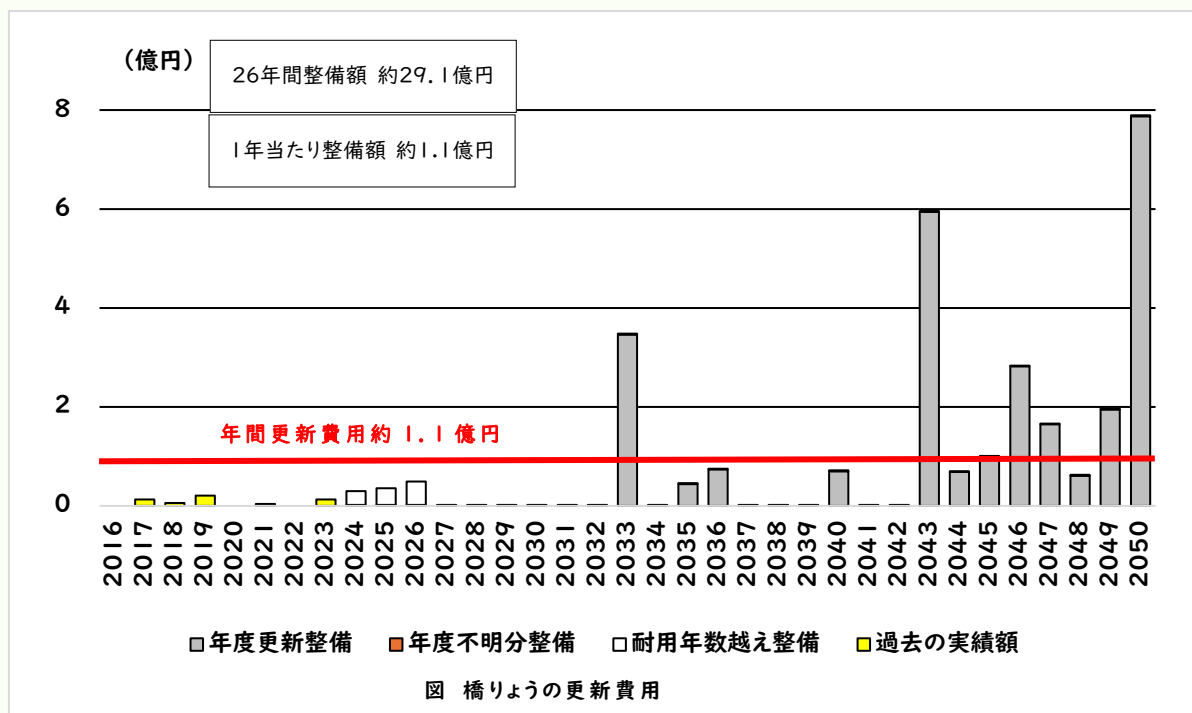


図 橋りょうの更新費用

③下水道

2025年から26年間の更新費用は約543.3億円、年間更新費用は約20.8億円と見込んでいます。

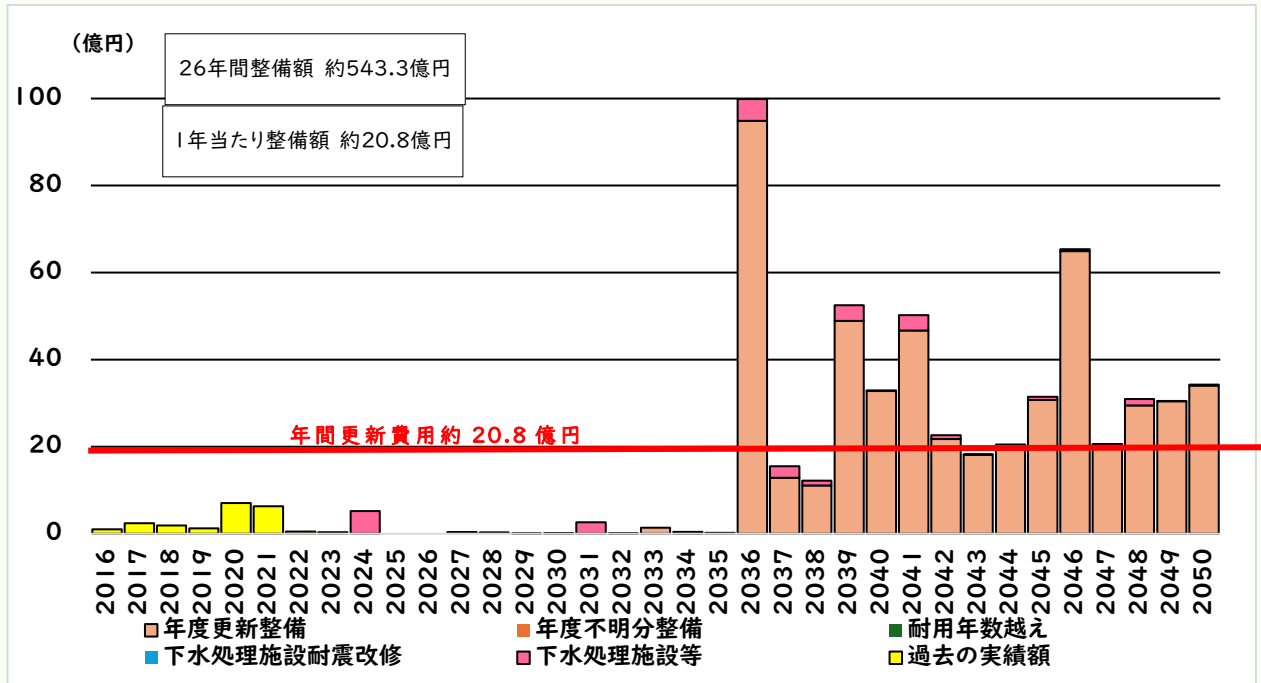


図 下水道の更新費用

④インフラ資産の合計

2025年から26年間の更新費用は約689.7億円、年間更新費用は約26.5億円と見込んでいます。

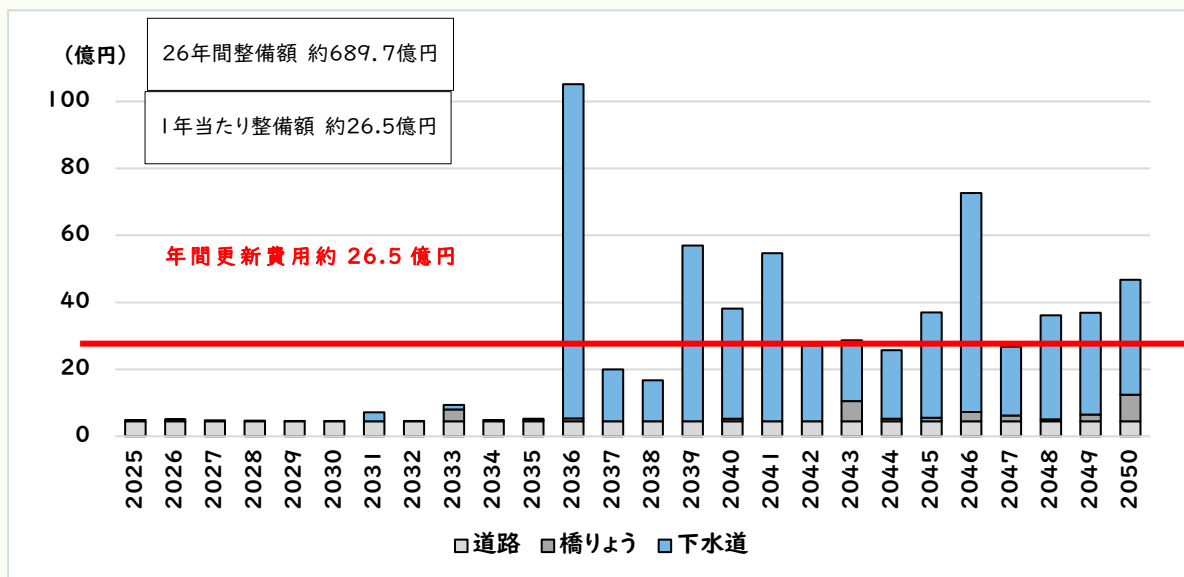


図 インフラ資産の更新費用

(3) 公共施設等にかかる将来更新費用の総量

① 公共施設等（全施設）

2025 年から 26 年間の年間更新費用は約 49.7 億円（総額：約 1,293.3 億円）を見込んでいます。

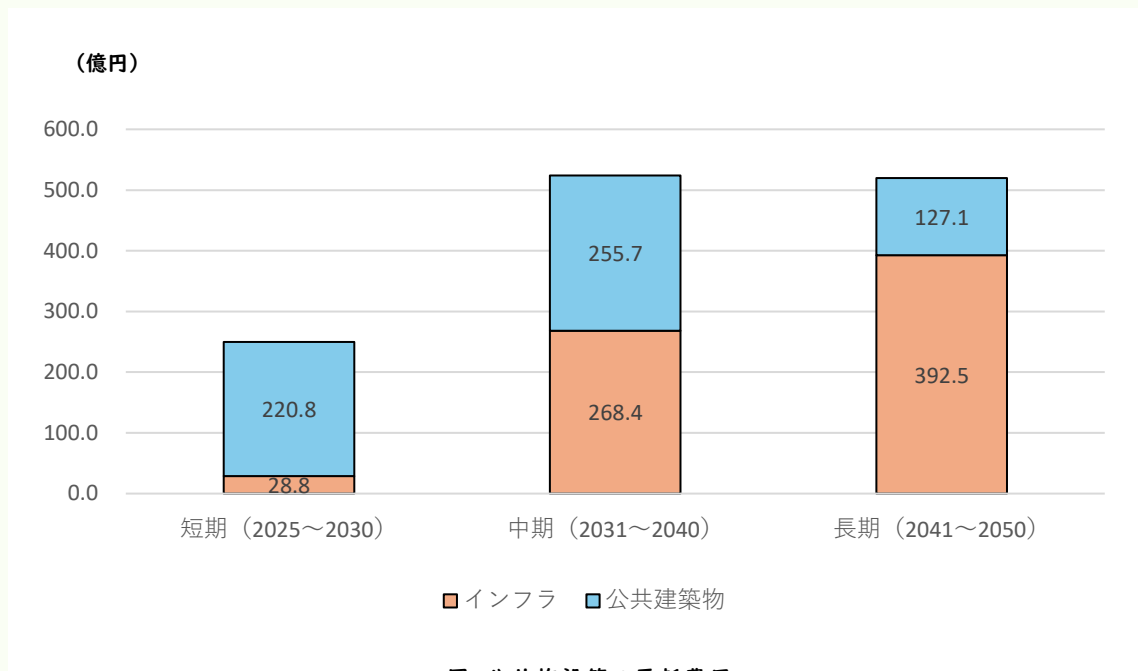


図 公共施設等の更新費用

② 公共施設の再編を実施した場合の将来更新費用の検討

4-1 に記載している試算の前提条件のもと、個別施設計画に基づく再編を実施した場合の将来更新費用は、総額約 397.4 億円と試算しています。

① 公共施設等（全施設）の年間更新費用と比較して、約 34%の縮減が図れます。

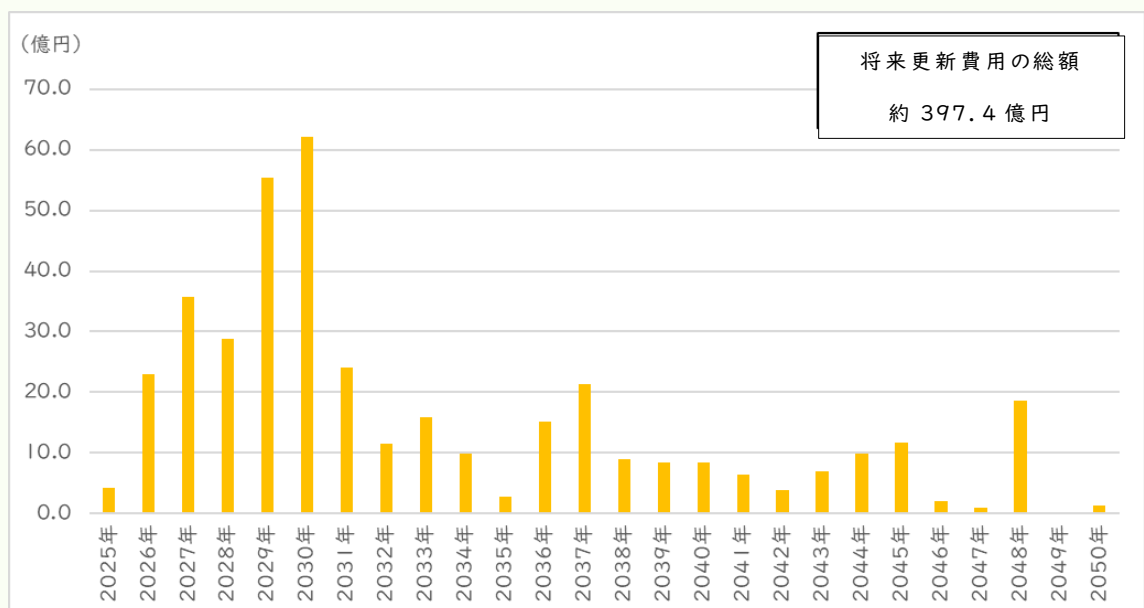


図 公共施設の再編を実施した場合の将来更新費用

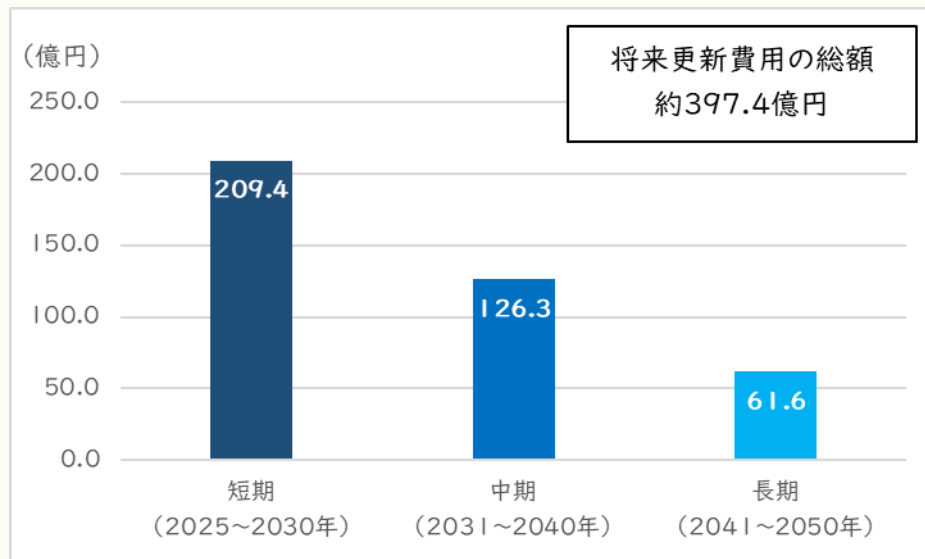


図 公共建築物の更新費用（再編実施）

4-3 維持管理、更新等にかかる経費の見込み

試算した将来更新費用に維持管理、修繕等の経費を加えて、公共施設等にかかる経費の見込みを試算しました。

【2025年～2050年】

今後2050年までの公共施設等の維持管理、更新等に係る経費の見込み

(単位:億円)

		維持管理、修繕(①)	改修、更新等(②)	合計(③) (①+②)	耐用年数経過時に単純更新した場合(④)	長寿命化対策等の効果額 (③-④)
普通会計	公共施設(a)	59.8	397.4	457.1	663.4	-206.3
	インフラ資産(b)	4.4	100.3	104.7	150.8	-46.1
	計(a+b)	64.2	497.7	561.9	814.3	-252.4
特別会計	公共施設(c)	7.8	12.5	20.3	32.7	-12.4
	インフラ資産(d)	13.0	16.9	29.9	531.5	-501.6
	計(c+d)	20.8	29.4	50.2	564.2	-514.0
公共施設計(a+c)		67.6	409.9	477.4	696.1	-218.7
インフラ資産計(b+d)		17.4	117.2	134.6	682.3	-547.7
合計(a+b+c+d)		85.0	527.1	612.1	1,378.5	-766.4

【備考】

維持管理、修繕： 施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検、調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。

改修： 公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。

更新等： 老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

長寿命化対策等： 建築物の長寿命化以外にも、公共施設の再編(統廃合、複合化など)、広域化などの対策を含む。すなわち、個別施設計画の内容を反映した経費額。

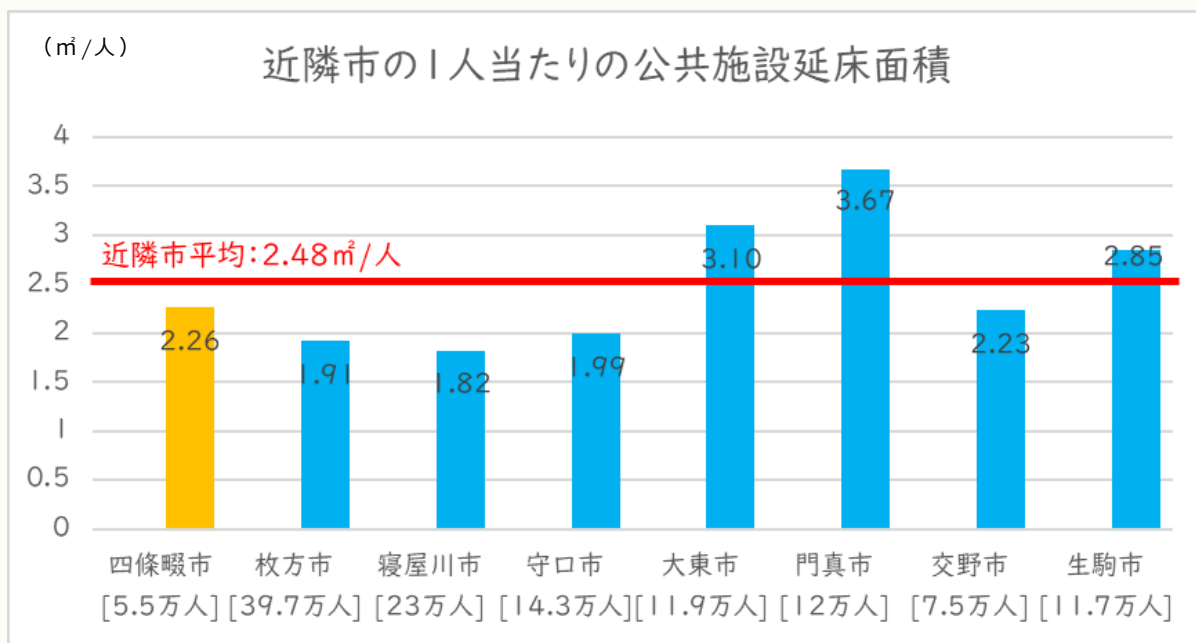
※公共施設の維持管理経費には、公園(インフラ資産分)を含む。

4-4 公共建築物の整備水準

(1) 人口1人当たりの公共建築物総量

① 近隣市との比較

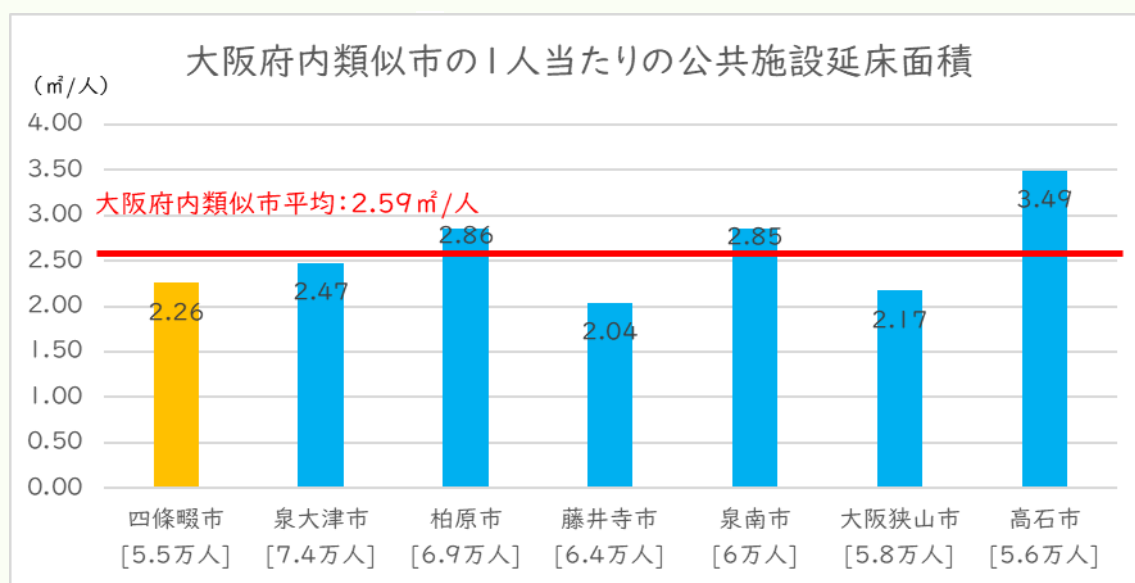
本市における1人当たりの公共施設延床面積は近隣市平均を下回っています。人口の少ない団体ほど公共施設延床面積が大きくなる傾向を踏まえると、本市は人口規模に比べ公共施設延床面積は小さいといえます。



資料: 令和2年国勢調査、各市総合管理計画

② 大阪府内類似市との比較 (大阪府内人口規模5～8万人の市との比較)

1人当たりの公共施設延床面積は平均 (2.59㎡/人) より小さくなっており、本市は公共施設延床面積が小さいといえます。

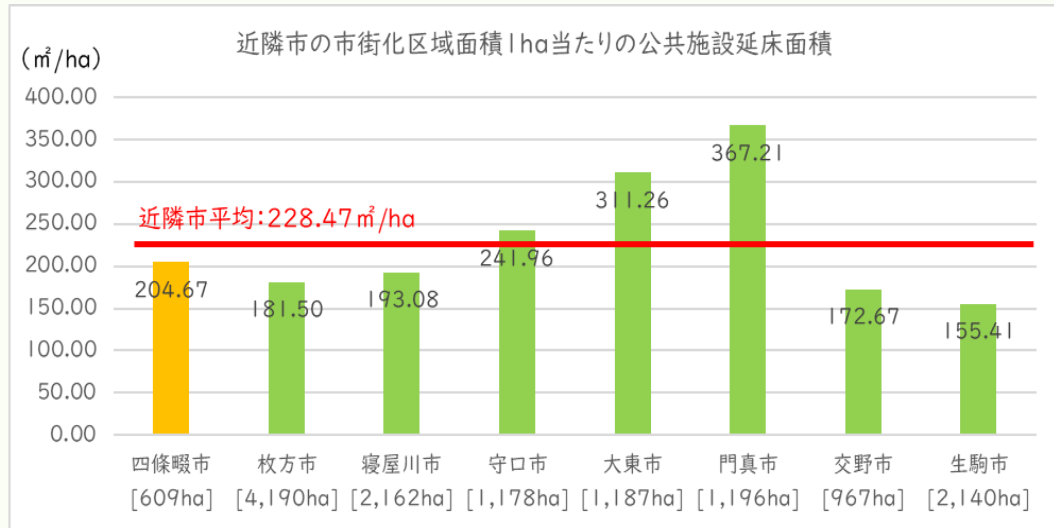


資料: 令和2年国勢調査、各市総合管理計画

(2) 市街化区域面積 1ha 当たりの公共建築物総量

① 近隣市との比較

本市の市街化区域面積 1ha 当たりの公共施設面積は 204.67 m²/ha であり、近隣市の平均 (228.47 m²/ha) を下回っています。



資料：令和 2 年都市計画現況調査、各市総合管理計画

② 大阪府内類似市との比較（大阪府内人口規模5～8万人の市との比較）

本市の市街化区域面積 1ha 当たりの公共施設面積は 204.67 m²/ha であり、大阪府内の類似市の値と比較して大きくなっています。

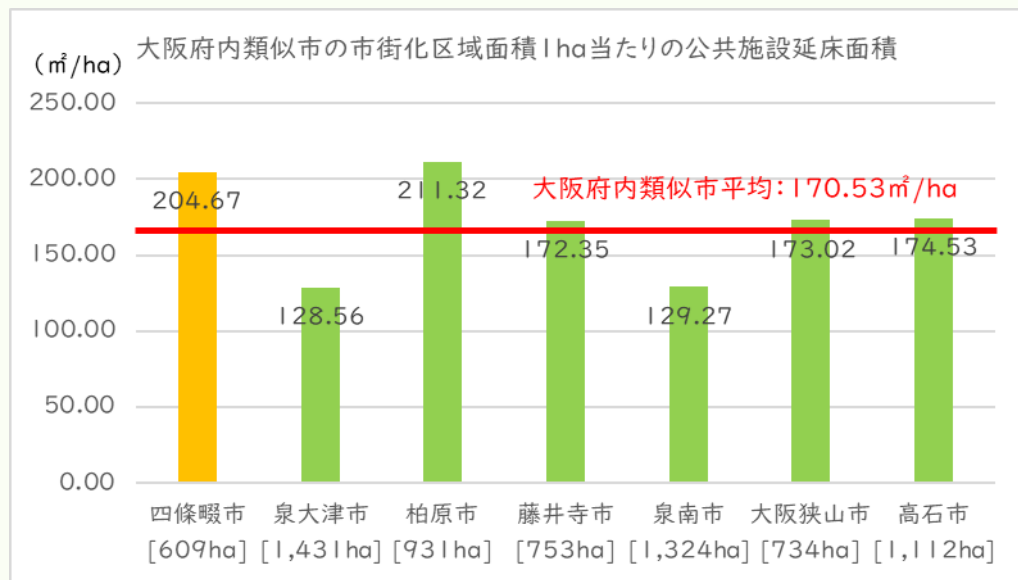


図 近隣市の市街化区域面積 1ha 当たりの公共施設延床面積

資料：令和 2 年都市計画現況調査、各市総合管理計画

(3) 将来の公共建築物総量

本市における現状の人口1人当たり公共建築物総量は、人口規模別、近隣市、大阪府内類似市の平均のいずれと比較しても小さくなっています。一方で、本市の土地利用をみると、山林、原野や農地が市域の約 5 割に及び、市域に占める市街地の面積は近隣市や府内類似市と比較するとコンパクトであり、現状の市街化区域面積 1ha 当たりの公共建築物総量は、府内類似市と比べると大きくなっています。

今後は、現状の整備水準は維持しつつも、急激な人口減少の進行やそれに伴う財政状況の圧迫などを踏まえたうえで新たな市民ニーズに的確に対応すべく、適正な公共建築物総量を検討していく必要があります。

第3章 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針

Ⅰ 公共施設等の課題

公共施設等、人口、財政の現況及び将来の見通しから、本市の公共施設等の一体的な管理計画を進めるにあたり、以下のような課題があります。

(1) 公共施設等の老朽化等への対応

令和 6 年現在、本市の公共建築物は、建築後30年を経過した老朽施設が占める割合が8割を超え、これらをすべて維持していくためには、改修、改築等に多額の費用が必要となります。

さらに、道路、橋りょう、下水道等といった市民生活に大きく影響する施設が多く、管理物件数は年々増加していくことから、計画的な維持管理、修繕、更新等が不可欠です。

こうした状況に加え、公共施設等の維持にかかる財源確保が厳しさを増すため、所有または管理する公共施設等の総量を見極めながら、真に必要な公共施設等を適正な状態での計画的な維持管理、改修、改築等が求められます。

(2) 人口減少、少子高齢化への対応

本市では、昭和40年代に近隣都市圏のベッドタウンとしての都市化により人口が急増し、昭和50年代以降、人口が一時減少するものの、関西文化学術研究都市に属する田原地区で住宅が整備され始めた平成 2 年以降、再び微増傾向に転じました。

近年は再び減少傾向となり、今後も人口減少が進み、65 歳以上の高齢者人口の割合が増加すると見込んでいます。こうした状況を踏まえ、市民ニーズ等の的確な把握のもと、必要な公共サービス、施設等の規模を適切に判断していく必要があります。

(3) 逼迫する財政状況への対応

本市の財政指標は、大企業が少ないことによる税基盤の脆弱さなどにより類似団体や大阪府平均と比較して低くなっています。

このような状況のなか、公共施設等の改修、改築等にかかる費用の増大に加え少子化による人口の減少と高齢者の増加は税収の減少と扶助費等の増加が予測されるため、歳入においては、未利用地の売却や行政機能を妨げない範囲において施設の積極的な貸付や目的外使用許可を行うなどにより、維持管理、改修、改築等に充当する財源をこれまで以上に確保しなければなりません。歳出においては、施設総量の最適化や管理、運営の効率化など、コスト縮減に向けた取組が必要です。

2 公共施設（建築物）における投資的経費の目標値

これら公共施設等の課題から、社会情勢の変化に伴う新たな市民ニーズへの的確な対応が求められ、これから大量に訪れる公共施設等の老朽化に伴う維持更新にかかる費用の財源が必要となることから、公共施設（建築物）における投資的経費について、目標値を既存施設のすべてを更新、維持した場合と比較し、40%縮減することとします。

○目標値の考え方

個別施設計画改訂時点における将来更新費用の試算として、今後、既存施設のすべてを更新し維持していく場合は、投資的経費約 603.7 億円が必要となりますが、個別施設計画に基づく再編整備を実施した場合の試算では、約 397.4 億円となり、約 34%の縮減が図れます。

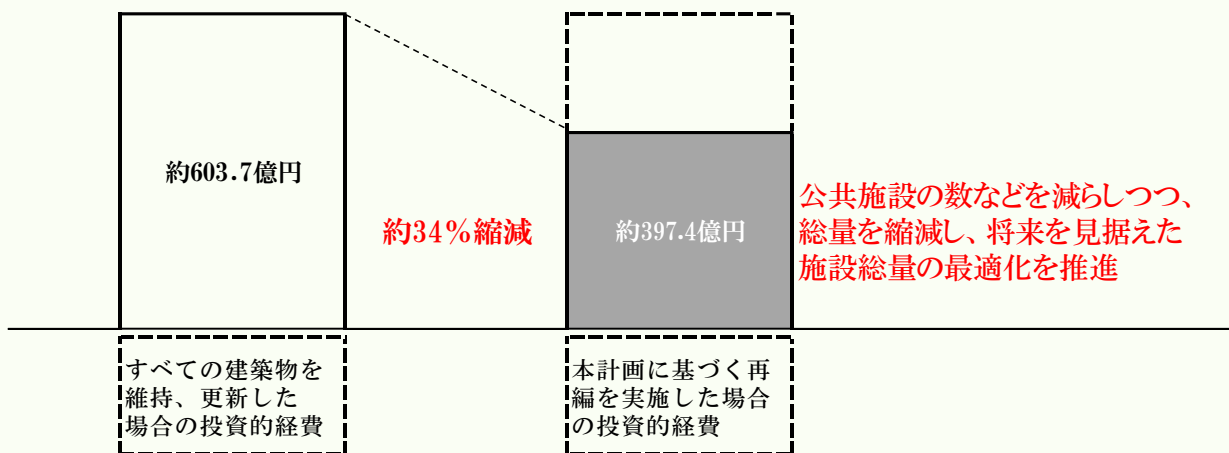


図 投資的経費の費用抑制

社人研の推移を前提条件に、以降 15 年を期間に置く財政状況の見通しにおいては、有利な地方債や交付金の活用をはじめ、財政調整基金、公共施設整備基金の効果的な投入などにより、次に続く整備をも視野に入れた財政運営を見込んでいます。

なお、計画に基づく整備にあたりながら、施設の維持管理にかかるコストの見直しを進め、尚一層、安定的、効果的な事業の推進に努めることとします。

また、整備推進に臨む事業費の基本的な方針としては、実質市負担額を見据えつつ、一般財源ベースを前提とし、計画値から容認し得ない上振れが生じた場合は、議会との協議を経て、計画内容の修正や見直しなど、柔軟に対応します。

3 本計画の推進に向けた基本方針

これまでに述べた本市の公共施設等を取り巻く多くの課題と施設総量の最適化の検討を踏まえて、本計画の柱となる、ファシリティマネジメント基本方針を以下のように設定します。

(1) 基本目標

本計画では、第6次四條畷市総合計画で掲げるまちの将来像を実現すべく、四條畷市都市計画マスタープランなどをはじめ、関係計画と整合、連携を図ることから、以下の3つを基本目標に位置付け、個別の取組を進めてまいります。

◇世代間のコミュニティが繋がる魅力あるまちづくり

地域、利用者のニーズに鑑み、公共施設の機能の集約化、複合化を行い、サービス提供体制の強化を図ること、各世代の利用者が交流し、新たなコミュニティの形成へと繋げながら、にぎわいと魅力のあるまちづくりをめざします。

◇災害に強い住みよいまちづくり

地域コミュニティの拠点である公共施設については、災害に強い都市基盤を形成すべく、耐震化や不燃化を進めるとともに、住民生活や産業を支える道路交通ネットワーク機能を良好な状態で維持し、良好な住環境の形成へと繋がるまちづくりをめざします。

◇次世代に負担を先送りしない自立的なまちづくり

将来世代に負担を残さない健全な都市経営を行うとともに、市民ニーズの多様化、人口の減少、少子高齢化の進展による社会情勢の変動に柔軟に対応できる自立的なまちづくりをめざします。

(2) 基本原則

今後の施設更新の際には、用途の異なる施設の複合化や用途が類似する施設の集約化により、共有部分の集約やスケールメリットを生かした更新費用等の経費縮減、総延床面積の縮減を図る必要があります。

また、これらを進めていくうえでは、市民ニーズの変化を時宜を逸せず見極め、サービスの向上が図れるものでなくてはなりません。

これらを踏まえ、本計画の基本目標を達成するため、公共建築物とインフラ資産に大別して、以下の基本原則を定めます。

①公共建築物の原則

公共建築物については、莫大な更新費用が見込まれることから、将来の人口減少や少子高齢化を考慮し、サービスの質や利便性の向上を図るとともに、量とコストの最適化をめざす。

【原則1ーサービス提供体制の強化】

⇒施設の更新及び新設時には、サービス提供体制の強化が図れる集約化、複合化について検討。

【原則2ー効率的な施設の維持管理】

⇒施設の更新及び新設時には投資的経費の抑制を図るとともに、維持管理については、PFI、指定管理者制度、民間ノウハウを活かした維持管理費抑制の管理方法等を確立。

【原則3ー長寿命化】

⇒予防保全型の維持管理と費用負担の平準化を図るため、長寿命化の視点で施設更新、維持管理を徹底。

②インフラ資産の原則

インフラ資産については、市民生活上、重要な施設との認識に立ち、適正な維持管理を行い、長寿命化を図る。

【原則ー長寿命化】

⇒予防保全型の維持管理と経費負担の平準化を図るため、長寿命化の視点で施設更新、維持管理を徹底。

(3) 実施方針

基本目標、基本原則を踏まえ、本計画を進めるために「実施方針」を以下のとおりとします

I 公共サービス、施設等の規模の適正化

(1) 公共サービスの必要性、量や質の適正

① 公共サービスの必要性の整理

提供しているサービスが、公共でなければ提供不可能なものであるか（民間代替可能性）など、公共施設等との関係からその必要性について整理します。

② 公共サービスの量、質の見直し

人口減少や市民ニーズの多様化等を捉え、公共サービスの提供量や質を見直します。

(2) サービスにふさわしい提供主体

① 民間移譲

民間主体で提供することが望ましいもしくは可能な公共サービスについては、民間に委ねます。

② 民間ノウハウの活用

行政が担うべき公共サービスにおいても、効果的、効率的なサービス提供のため、指定管理者制度の導入など、民間ノウハウを積極的に活用します。

③ 業務改善

従来どおり行政が単独で担う公共サービスにおいても、人材育成や業務プロセスの改善により、効果的、効率的なサービス提供を図ります。

(3) サービス提供と施設の存在

① 施設を使わないサービス提供

インターネットやSNSなどICT、IoT技術の発達による情報技術活用等により、職員の働き方を変容することで、来庁を伴わない、あるいは施設を使わないサービスの提供など、利用者の利便性向上といった付加価値が見込まれる場合は、これを進めます。

(4) 量や質の需要バランス

① 仕様や規格の変更

少子高齢化の進行等による利用量やニーズの変化を予測しつつ、公共施設等において提供すべき公共サービスの量や質を踏まえ、適正な規模への見直しを行い、仕様や規格の変更等を進めます。

②複合化

親和性が高い施設について、サービス提供の質の向上と効率化が図られる場合は、公共施設等の状況等の検討を経て、施設の複合化を図ります。

③広域化

近隣自治体で重複する公共施設について、広域化により維持管理、整備、運営等の効率化が図られる場合は、市民ニーズも踏まえたうえで、近隣自治体等との連携を検討します。

2 点検、診断等の実施方針

(1) 問題発生回避や修繕、更新等の必要性判断

①情報管理

修繕、更新等の必要性を的確に判断するため、施設ごとの点検、診断等の実施履歴、結果を集積、蓄積のもと、一元的に管理します。

②早期把握

事故等の重大な問題発生回避や修繕、更新等、必要性の判断のため、劣化、損傷の程度や原因等を把握する仕組みを構築します。

(2) 点検、診断にかかるコスト削減

①効率化

公共施設等の点検、診断にかかる人件費等の費用負担を軽減するため、基本的な事項については、統一的な基準を設けるとともに、合理的な点検、診断方法（民間技術の活用等を含む）の追求を行いつつ、点検、診断を効率的に実施します。

3 維持管理、修繕、更新、運営等の実施方針

(1) 公共施設等の機能や安全性の確保

①計画的な施設管理

施設等の機能や安全性を確保するため、施設ごとに適切な管理方法を見定め、日常の清掃、点検、保守等の維持管理活動を確実に行います。また、予防保全型管理の観点から、改修、改築等については、長期的な視点で計画的に実施します。

②情報管理

公共施設等の安全管理やコスト管理等に有効活用するため、改修、改築等の実施履歴を集積、蓄積のもと、一元的に管理します。

(2) 維持管理、修繕、更新等にかかるコスト縮減

① 効率化

公共施設等の維持管理、修繕等にかかるコストを縮減するため、施設の特性に応じた合理的な維持管理方法及び省エネルギー化等、合理的な利用方法の追求を行いつつ、効率的な維持管理、修繕等を実施します。

② 民間ノウハウの活用

維持管理、修繕、更新等の実施にあたっては、業務委託、指定管理者制度、PFI事業の導入等により、民間ノウハウの活用を積極的に進めることで、コストの縮減と質の高い施設管理をめざします。また、公共施設等の維持管理について市民等との協働を推進します。

③ 修繕、更新の容易さの確保

社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに対応した公共施設等の修繕、更新時のコストを縮減するため、スケルトン・インフィルなど、内装変更や設備更新に際しては、容易な構造の採用を検討します。

(3) サービス対価の引上げ

① 使いやすさの確保

公共施設等の修繕、更新時には、デザイン2020行動計画（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定、令和2年12月22日一部改正）におけるまちづくりの考え方や四條畷市バリアフリー基本構想（令和3（2021）年12月改訂）の趣旨に即して、すべての市民が利用しやすい施設整備に努めます。

② まちづくりとの連動

公共施設等の更新時には、市全体の長期的なまちづくりに関係する各種計画との整合を図ったうえで、立地の適正化についても検討します。

(4) 地域環境配慮型公共施設の推進

地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）では、地方公共団体の基本的役割として「地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進」が掲げられており、その地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を推進することとしています。

そのため、公共施設の新設、改修や設備の更新にあたっては、四條畷市環境基本計画<改訂版>、第4次四條畷市地球温暖化対策実行計画及び四條畷市ゼロカーボンシティ宣言に掲げる取組と連携した施設整備を進めます。

4 耐震化の実施方針

(1) 平常時及び災害時の安全確保

① 公共建築物の耐震化の方針

耐震化が確保されていない公共建築物は、四條畷市住宅・建築物耐震改修促進計画に沿って耐震化を進めます。

② インフラ資産の耐震化の方針

地震発生により、ライフラインなど市民生活への深刻な影響を及ぼすおそれのある施設から、優先して耐震化を行います。

(2) 耐震化不可施設の管理

① 耐震化しない施設への対応

耐震化の優先度が低いと判断され、耐震基準を満たしていない公共施設等については、他施設やソフト施策による機能の代替可能性を検討のうえ、供用停止や更新時の統廃合等の判断を行います。

5 長寿命化の実施方針

(1) 公共施設等の長寿命化の工夫

① 予防保全による長寿命化

損傷などが発生した後に修繕を行う「事後保全型」から、計画的に保全や改修などを行う「予防保全型」に転換し、施設の長寿命化を効率的に図ります。

② 更新時の長寿命化

公共施設等の更新時には、工事の施工管理を徹底するとともに、高耐久性部材の使用や新技術の採用などにより、施設の長寿命化を図ります。

6 安全確保の実施方針

(1) 危険度の高い公共施設等の取扱い

① 緊急措置

点検、診断等により危険が認められた公共施設等については、一時的な供用停止や応急措置等により、利用者の安全を最優先します。

② 供用停止の検討、代替機能の確保

危険が認められた公共施設等について、復旧のための予算確保が難しい場合は、他施設やソフト施策による機能の代替策の実施、もしくは中長期的に供用停止します。

③施設除去

危険が認められた公共施設等で、供用を廃止し、今後において利用見込みのないものについては、売却による民間での処理や「公共施設等の除却に地方債の充当を認める特例措置」の活用等により、速やかな除去に努めます。

7 公共施設等の有効活用の実施方針

(1) より有効に活用するための工夫

①土地（PRE）の有効活用

遊休地や低未利用地を有効に活用するため、代替地や移転地としての可能性を検討します。将来的に活用の可能性を有する土地については、民間への一時貸付等の運用を図ることで、財源確保に役立てます。また、住民との協働に基づく事業が可能な場合は、その推進に向け事業を検討します。

②土地の売却

活用方法を検討の結果、余剰と判断された土地については売却を行い、公共施設等の整備等のための財源に充当します。

また、余剰地の売却にあたっては、将来のまちづくりに即した売却条件を検討します。

③公共施設等の貸付、売却

既存の公共施設等や統廃合等により生じた未利用施設については、経営資源と捉え、民間への貸付、売却等の運用を図り、維持経費の抑制並びに歳入を確保します。

(2) 広域連携の推進

本市単独であらゆる用途の公共施設を整備し維持するのではなく、利用範囲が広域的な施設については、大阪府や近隣市の公共施設との相互利用や民間施設を活用した公共サービスの提供などを含めた施設の最適化に取り組みます。

近隣市等との公共施設の相互利用や事務の共同処理といった広域連携は、市民サービスの維持と向上に有効な方法であることから、市相互の情報把握を重ね、連携が図れるサービスについて調査、研究を進め、可能性を検討します。

8 地方公会計の活用

少子高齢化、人口減少社会の進展など自治体をめぐる経営環境が大きく変化するなかで、地方公会計制度との連携を通じて、適切な公共施設マネジ

メントを実現し、持続可能な都市経営の推進に努めます。また、財務諸表や固定資産台帳とも整合性を図り、予算編成においても長期的な視点に立った施設の維持管理を行います。

9 優先順位の考え方

公共施設等、更新の検討を行う際には、安心安全を、また、公共建築物においては、財政負担が軽減される地方債などの適用事業を優先のもと検討します。

第4章 施設類型ごとのマネジメントに関する基本方針

市保有の公共建築物を施設類型に分類し、それぞれの施設の特性を踏まえた施設マネジメントに関する基本的な考え方を定めます。

なお、小中学校を除く建築物系施設、建築物を有さない施設のうち、スポーツ・レクリエーション施設、普通財産については、個別施設計画「第7章 個別施設毎における今後の再編の方向性」、小中学校は学校施設整備方針、遺跡公園については定めることとします。

	施設類型		本市の施設例
	大分類	中分類	
建築物系施設	市民文化系施設	文化施設	市民総合センター、教育文化センター
	社会教育系施設	博物館等	歴史民俗資料館
		事務所	野外活動センター
	スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	市民総合体育館、市民活動センター
	学校教育系施設	学校	田原小学校、四條畷小学校、四條畷南小学校、忍ヶ丘小学校、岡部小学校、くすのき小学校、四條畷中学校、四條畷西中学校、田原中学校
		その他学校施設	四條畷東小学校跡地、学校給食センター、教育支援センター（教育支援ルーム）
	子育て支援施設	幼・保・こども園	岡部保育所、忍ヶ丘あおぞらこども園
		幼児・児童施設	すてっぷ★なわて
	保健・福祉施設	高齢福祉施設	老人福祉センター楠風荘
		保健施設	保健センター
		その他社会福祉施設	四條畷市シルバー人材センター、地域福祉センターさつき園、福祉コミュニティセンター
	行政系施設	庁舎等	市庁舎、行政系施設（福祉コミュニティセンター西側施設）、グリーンホール田原
	行政系施設	その他行政系施設	防災倉庫、防災倉庫（市内4か所）、水防倉庫、不燃ごみ等処理資源化施設、環境センター、四條畷南中学校跡地
さ 建 な 築 い 物 施 を 設 有	公営住宅	公営住宅	市営南野住宅
	公園施設	公園施設	戎公園管理棟、北谷公園管理棟、四條畷市総合公園管理棟
インフラ資産	スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	青少年コミュニティ運動広場、市民グラウンド、市民運動広場さつき、田原テニスコート
	遺跡公園	遺跡公園	正法寺跡遺跡公園、千光寺跡地移築広場
普通財産	道路	道路	一級路線、二級路線、その他路線、専用歩道
	橋りょう	橋りょう	PC橋、RC橋等
	下水道施設	下水道施設	田原污水ポンプ場、上田原污水ポンプ場、下田原污水ポンプ場、下水道管等
	公園等	公園	都市公園、児童遊園、開発公園
		緑地	緑地
普通財産	ため池	ため池	岡山新池、新間池、鳥ヶ池、大谷池、竜王池、茨池、室池（砂溜池）、室池（中ヶ池）、室池（古池）、室池（新池）、水車池、瓢箪池
	普通財産	普通財産	旧国鉄四條畷寮跡地、宅地（岡山東一丁目）、宅地（警察跡地）、宅地（雁屋北町）、旧四條畷荘跡地、旧水道配水池跡地、宅地（田原台六丁目3番）、宅地（西中野一丁目）、商工会館敷地

I 公共建築物

I-1 その他（遺跡公園）

(1) 現状

①施設の概要（（仮称）正法寺跡遺跡公園、千光寺跡移築広場）

- ・（仮称）正法寺跡遺跡公園は、7世紀（飛鳥時代）に建立された寺の一部を地下に保存するとともに、出土した建物の礎石を保管している屋外展示施設です。
- ・千光寺跡移築広場は、鎌倉時代から室町時代の田原城主一族の菩提寺と墓地である千光寺跡から出土した遺構の一部を移築し、保管している屋外展示施設です。

その他（遺跡公園）一覧

施設名	開設年度	敷地面積（㎡）	防災施設
（仮称）正法寺跡遺跡公園	未開放	1,000	－
千光寺跡移築広場	2001	1,311	－

※防災施設（地域防災計画での位置づけ）

■：災害本部 ●：広域避難地 ○：一時避難地 □指定避難所 △応急仮設住宅建設候補地 ー：無

②施設の現状（（仮称）正法寺跡遺跡公園、千光寺跡移築広場）

（市民ニーズ）

- ・（仮称）正法寺跡遺跡公園の常時開放と、快適に見学していただくための整備や日頃からの草木管理（除草）を求められています。
- ・千光寺跡移築広場は、日頃からの草木管理（除草）を求められています。

（老朽化）

- ・将来的に説明板や覆い屋の老朽化対策が必要となります。

（運営）

- ・直営により管理運営し、要望があれば現地解説を行っています。

(2) 今後の基本的な方針

（（仮称）正法寺跡遺跡公園）

- ・周辺への影響に配慮しながら、予約制による見学から常時開放に向けて、快適に見学していただくための整備や草木管理（除草）を行い、維持していくものとします。

（千光寺跡移築広場）

- ・快適に見学していただくための管理を行い、維持していくものとします。

2 インフラ資産

2-1 道路

- ・ 道路は、社会的に多大な影響を与える施設から附属物まで、数多くの施設で構成されていることから、緊急度、重要度、危険度を要素に、優先順位の設定を行い、維持管理、修繕、更新等を計画的に行うことを主旨とした四條畷市道路施設総合維持管理計画に基づき、安心、安全な道路環境の確保に努めます。
- ・ 計画的な維持管理、修繕、更新等の推進にあたっては、施設ごとの実行計画に基づき実施します。
- ・ 維持管理、修繕、更新等の際には、コスト縮減のため、新技術の採用等を検討します。
- ・ 通学路等に特化した四條畷市通学路等安全プログラムや、高齢者等の移動円滑化に重点を置いた四條畷市バリアフリー基本構想（令和3（2021）年12月改訂）など、各計画の推進により、道路環境の充実に努めます。

2-2 橋りょう

- ・ 定期的な点検と健全度の診断により、従来の事後的な修繕から、予防的な修繕を基本とする四條畷市橋梁長寿命化修繕計画に基づき事業を推進することで、コスト縮減、地域道路網の安全性、信頼性を確保します。
- ・ 維持管理、修繕、更新等の際には、コスト縮減のため、新技術の採用等を検討します。

2-3 公園

- ・ 公園施設の維持管理・修繕等にあたっては、四條畷市公園施設更新指針に基づき、安全性、健全性を確保し、修繕、更新に要する費用の軽減、平準化を図ります。
- ・ 指針に準じた遊具の更新については、概ね10年間で、優先順位が高い上位10公園の対応をめざします。
- ・ 日常の維持保全及び点検に加え、公園利用者や地域住民からの情報提供により、公園施設の状況把握に努めます。
- ・ 公園の維持管理方法の一つとして、公園・緑地等里親制度を活用し、市民等との協働によるサービスの維持を図ります。
- ・ 本市の一人当たりの公園面積は、府内の平均より高いものの、西部地域に限った場合、少なくなっている状況です。そのため、一定の地域ごとに子どもたちがボール遊びもできる、公園（広場を含む。）を整備することにより、子どもたちたちが安全に過ごせる空間を確保し、子育てしやすい環境整備を進めます。

2-4 下水道

- ・ 下水道事業については、今後施設の老朽化が進むことから、健全かつ効率的な維持管理に取り組むと同時に、企業会計の特性上、その経営の観点を踏まえ、安定した事業経営が求められます。これらを実現すべく四條畷市下水道事業経営戦略に基づき事業を展開していきます。
- ・ 下水道施設の重要度を考慮した効果的な調査を実施し、計画的な改築事業を進めていく四條畷市下水道ストックマネジメント計画の実施により、安心、安全な施設の確保とライフサイクルコストの低減に努めてまいります。
- ・ 維持管理、修繕、更新等の際には、コスト縮減のため、新技術の採用等を検討します。

2-5 ため池

- ・ 本市所有のため池の管理は、約定書に基づき、室池用水調整協議会、地元水利組合で維持管理を行います。
- ・ ため池は、かんがい用水としての機能を持ちますが、貯留施設という防災面での機能としての活用も検討してまいります。
- ・ 地元水利組合から維持管理等にかかる協議があった場合は、意向を尊重しつつ、今後の利活用策を含めて、検討します。
- ・ 大阪府が策定しているため池防災・減災アクションプランに基づき、ソフト、ハード両面から関係機関と連携しながら、ため池の防災、減災対策に取り組めます。

第5章 公共施設等の総合的なマネジメント推進方策

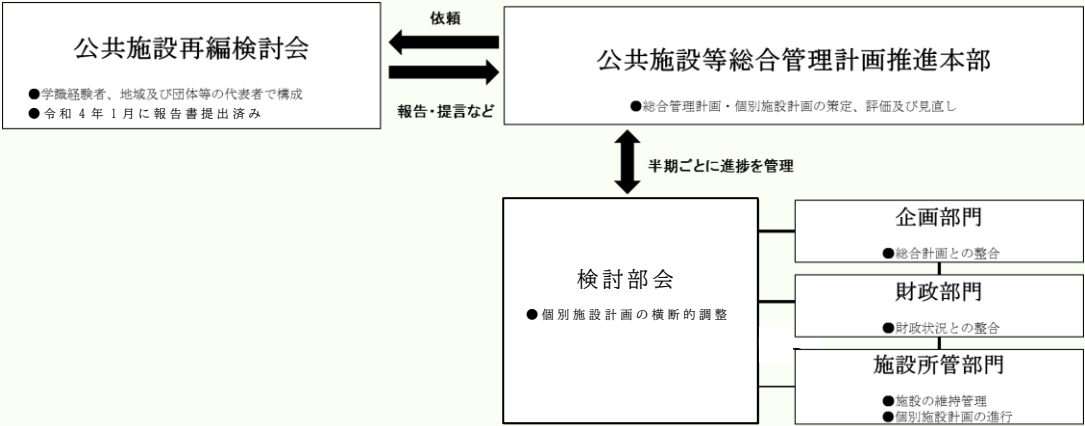
Ⅰ マネジメントの推進方策

Ⅰ-Ⅰ 公共施設等マネジメント組織体制等

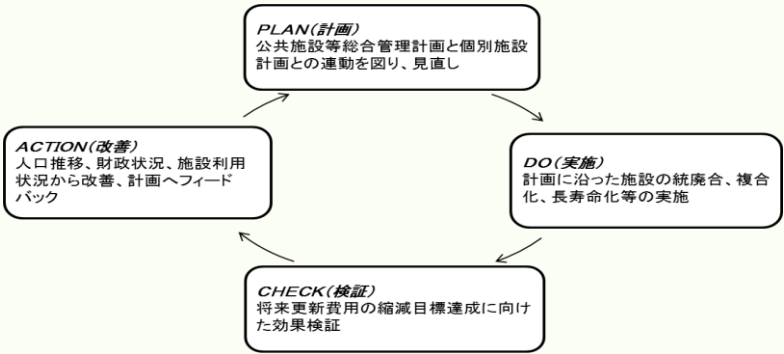
本計画は30年以上にわたる長期計画であるため、当初計画時における将来人口や財政の予測に変化が生じるなど、計画で定めた内容が必ずしも予定どおりすべて実行できるものではありません。

今後の人口推移や財政状況はもとより、社会情勢や市民ニーズの変化に適切に対応していかなければならないため、庁内関係部署と連携協力を通じた全庁的な共通認識のもと取組を推進し、PDCAサイクルにより計画の精度向上を図りつつ、適切なマネジメントを行い、市長を本部長とする公共施設等総合管理計画推進本部において、半期ごとに個別の進捗を管理します。併せて市ホームページ等でその内容を公表することとします。

なお、概ね 10 年ごとに計画内容を見直しますが、今後の人口減少などの社会情勢や市民ニーズの変化、都市計画マスタープランなどの関連する計画の改訂があった場合には、本計画の進捗状況を検証したうえで、適宜見直すものとします。



フォローアップの体制



PDCAサイクル

1-2 市民等の利用者の理解と協働の推進体制の構築

本計画は、市民と行政が協働で検討を進める観点から、ワークショップをはじめ、幅広い議論を踏まえて作成したものであり、今後、本計画の推進にあたっては、同様の過程を用いるなど、市民との協働体制を構築に努めます。

さらに、本計画に基づく各個別施設計画の改訂及びその実行にあたっては、利用者をはじめ市民の理解を得られるよう、パブリックコメントの実施などにより市民からの個別意見を収集のもと、検討を進めることとします。

1-3 適正な維持管理に向けたアウトソーシング体制の構築

多数の公共施設等の健全性を正しく評価し、迅速かつ的確に必要な措置を講じるためには、適切な技術力を持つ者への委託も効率的な方策であり、維持管理の分野などにおいて、一定の能力を有する民間企業等へ、包括管理も含めたアウトソーシングを検討します。

1-4 指定管理者制度、PPP/PFI の活用体制の構築

効率的で質の高い公共サービスの提供を図る方法の一つとして、市と民間がパートナーシップを築き、民間の資金やノウハウの活用が有効と考えられます。そのため、アウトソーシング体制の一環ともいえる指定管理者制度、PPP/PFI については、新たな公共施設等の建設だけでなく、縮減対象の公共施設等の用途変更を含め、その活用を検討します。

1-5 健全経営に留意した体制の構築

長期的な視点から策定した施設整備、管理運営の計画も財政措置があってはじめて実行に移すことが可能となります。公共施設等を経営的視点から総合的に管理する公共施設等マネジメントを効果的かつ効率的に実施していくには、予算編成部署との連携が不可欠です。

そのため、公共施設等マネジメントの導入により必要となる経費については、全体の予算編成を踏まえながら、その確保に努めるとし、事業の緊急度、優先度に応じた予算配分のあり方についても検討を行います。

また、将来に向け、公共施設等の計画的な修繕、更新等に必要な経費の財源を確保するため、公共施設等の複合化等により余剰となる土地などを売却した場合の収益は、今後の施設再編整備に生かします。

1-6 職員研修の実施

全庁的に公共施設等マネジメントを推進していくには、職員一人ひとりがその意義を理解し、意識を持って取り組み、市民サービス向上のために創意工夫を

実践していくことが重要です。そのため、全職員を対象とした講演会や研修等を通じて、公共施設等マネジメントのあり方、経営的視点に立った総量の適正化、保全的な維持管理及びコスト感覚に対する意識の向上に努めます。

また、建築等を担当する特定部門においては、自己啓発や専門の研修機関を通じて能力の向上を図ります。そのため、建築関係の資格取得を推奨するなど、職員への動機づけを行います。

1-7 情報管理のためのシステム構築

公共施設等の一体的な維持管理を推進していくうえで、公共施設等の整備（修繕、更新、新規整備等）をはじめ、点検、診断を含む維持管理や、コスト状況及び利用率などの情報の一元化は非常に重要となります。そのため、固定資産台帳のデータベースを活用、連動させ、情報の効率的な蓄積と効果的な活用を図ります。

2 フォローアップの実施方針

2-1 議会や住民との情報共有と意見交換

持続可能で健全な公共施設等のあり方の検討を行うにあたっては、利用者である市民そして議会と行政が、情報や課題の共有が重要です。そのため、将来のあるべき姿について幅広い議論を進めることを前提に、公共施設等に関する情報や本計画の評価結果を積極的に開示します。

具体的には、本計画に基づく取組内容の継続的な周知を図り、取組の各行程で本計画の内容を変更する場合には、議会への報告とともに、ホームページや広報誌などにより市民に広く周知します。また、重要な問題については、意見交換会の開催等、市民や議会の意向を直接聴取する場の設定などを進めます。

公共施設等のあり方に関し様々な形で得た市民と議会の多様な意見については、これを整理、検討を加えたうえで、公共施設等のマネジメントに活用します。

参 考 資 料

I 用語解説(50音順)

用 語	解 説
維持管理	施設、設備、構造物等の機能を維持するために必要となる点検、調査、補修などをいう。
インフラ資産	公共施設等の内、道路、橋りょう等の土木構造物、上下水道、公園など、建築物以外のものをいう。
公共施設等	公共施設、公用施設その他の市が所有する建築物その他の工作物をいう。具体的には、建物を有する施設（公共建築物）のほか、道路、橋りょう等の土木構造物、上下水道等（インフラ資産）を含む包括的な概念のことをいう。
公共建築物	公共施設等のうち、建築を有する施設又は建築そのものをいう。庁舎、図書館、学校、体育館、市営住宅などをいう。
公共サービス	国又は自治体から市民に対して直接提供されるサービスをいう。また公的セクター又は民間機関への出資を通して提供されるサービスも含む。具体的には、教育、福祉、住宅、都市計画、交通、消防などのセクターがある。
更 新	老朽化等に伴い機能が低下した施設等を建替えなどにより、同程度の機能に再整備することをいう。
事後保全型管理	維持管理施設の機能や性能に関する明らかな不都合が生じてから修繕を行う管理方法をいう。
修 繕	老朽化や故障により損なわれた機能等を一定程度、回復することをいう。
集約化	同一又は類似の利用用途（機能）を有する複数の施設を、一つの施設にまとめることをいう。
指定管理者制度	観光施設や福祉施設、教育・文化施設など、市の設置する公の施設の管理を、市が指定する民間事業者等を含む法人や団体（指定管理者）に管理を委ねる制度のことをいう。 この制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の活力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを趣旨としており、民間企業やNPO等を含む法人や団体（個人は不可）で市が指定して議会の議決を受ければ指定管理者になることができる。
スケルトン・インフィル	スケルトンとは柱、梁、床などの構造躯体を示し、インフィルとは間仕切り壁、仕上り材など、様々な設備の総称。スケルトンとインフィルを分離して考えることにより耐震性、耐久性のある構造体を保持しつつ、室内を作り変え何世代にも渡って建物を使うことができるという考え方のことをいう。
大規模修繕	建築物等の性能を維持し老朽化を防止するために、計画的に行なわれる修繕であって、多額の費用を要する修繕のことをいう。具体的には、鉄部塗装工事、外壁塗装工事、屋上防水工事、給水管工事、排水管工事などの各種の修繕工事のこと。
耐震基準	耐震基準は、建物が地震の震動に耐え得る能力を定めるもののことをいう。旧耐震基準は、関東大震災の次の年の1924年（大正13年）に、世界に先駆けて日本で施行された。そして、1981年（昭和56年）に耐震基準が大きく改正され、新耐震基準が誕生した。
地域防災計画	災害対策基本法第42条の規定に基づき、市民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを本旨とし、災害に係わる事務又は業務に関し、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、総合的かつ計画的な対策を定めた計画のことをいう。
長寿命化	長寿命化工事の実施や、予防保全型管理の実施により、老朽化した施設を将来にわたって長く使い続けるため、建物の機能や性能を求められる水準まで引き上げることをいう。

投資的経費	歳出を性質別に分けた場合の1区分のことをいう。道路、橋りょう、公園、学校の整備など社会資本の整備に要する経費であり、災害復旧事業費、失業対策事業費及びそれら以外の普通建設事業費の3種類に分類される。
バリアフリー	障がい者、高齢者等の社会的弱者が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くための施策、または具体的に障害を取り除いた事物や状態のことをいう。
ファシリティマネジメント	企業、団体等が組織活動のために施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動のことをいう。
複合化	利用用途（機能）が異なる複数の施設を、一つの施設にまとめることをいう。
扶助費	社会保障制度の一環として、児童、高齢者、障がい者、生活困窮者などに対して国や地方公共団体が行う支援に要する経費。生活保護費、児童手当などをいう。
普通会計	個々の地方自治体が設けている各会計区分の範囲が異なっていることなどにより、地方公共団体間の財政比較や統一的な把握が困難なため、地方財政の統計上、統一的に用いられている会計区分のことをいう。
ユニバーサルデザイン	年齢や性別、障がいの有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるよう設計（デザイン）することをいう。
予防保全型管理	損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法のことをいう。
ライフサイクルコスト	LCC（エルシーシー）とも略され、建物が建設から解体されるまでの間に必要となる費用の合計のことをいう。建設費、修繕費、光熱水費、建物管理委託費等で構成される。
ワークショップ	様々な立場の人々が集まって、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめ上げていく方法のことをいう。

◆用語解説（アルファベット順）

用 語	解 説
ICT	インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー（Information and Communication Technology）の略。情報通信技術のこと。コンピュータ、インターネット等に関する技術のことをいう。
IoT	インターネット・オブ・シングス（Internet of Things）の略。インターネットにつながる様々な物のことをいう。
PFI	プライベート・ファイナンス・イニシアティブ（Private Finance Initiative）の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の方法のことをいう。
PPP	パブリック・プライベート・パートナーシップ（Public Private Partnership）の略。公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームのことをいう。PPPの中には、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営（DBO）方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。
PRE	パブリック・リアルエステート（Public Real Estate）の略で、「公的不動産」のことをいう。地方公共団体等が保有する各種の不動産に着眼して、その管理、活用を合理的なものにすべきという認識を背景にしてつくられた用語である。
SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービス（social networking service）の略。インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービスのことをいう。Facebook、LINE、Twitter、mixi など。

編集発行 四條畷市施設創生部施設創生課

〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号

TEL 072-877-2121 (代表)

0743-71-0330 (代表)

FAX 072-863-2026

E-MAIL saihen@city.shijonawate.lg.jp

URL <https://www.city.shijonawate.lg.jp>